

Journal of Image & Information Management



2 0 2 2 JAN.FEB

新春対談

DXを加速させる ドキュメントソリューションの展望

Case Study

ベストプラクティス受賞事例

証憑書類の電子保存化(電子帳簿保存法対応)と 関連業務の効率化について

国立公文書館の課題と展望
- 令和3年に開館50周年を迎えて
そしてその先の未来へ



ドキュメント・サ

コンプライアンスを確かなものにするデ

KIU会員に お任せください。

業務効率化や情報共有化、BCP(事業継続計画)策定、災害時や情報セキュリティなどの対策においてデータ管理だけでなく保管する文書や記録についてさまざまな課題が山積しています。

さらにIT技術の進化は、情報端末、コンテンツ、クラウドなど目まぐるしく変化しています。

私たち、経験豊富で高い技術力を持つ関東イメージ情報業連合会(KIU)会員各社はドキュメントサービスのプロフェッショナルとして、文書情報管理における多様化する課題(保存と活用など)とお客様のニーズに最適なご提案をいたします。

(KIUは、各種記録媒体への入出力と記録保存、システム開発、資料保存に関するコンサルティングサービス等を業務とする右記の関東一円の企業で組織された業界で唯一の団体です)

(有)飯島写真製作所

〒286-0041 成田市飯田町188-4 www.iijima-co.com

0476-27-2345

(株)インフォマージュ

〒104-0054 中央区勝どき2-18-1 黎明スカイレジテル 3階 www.infomage.jp

03-5546-0601

エイチ・エス写真技術(株)

横浜営業所

〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 4-5-11 アーバンプラザ鶴見ビル 3階 www.hs-shashin.co.jp

045-508-3885

関東インフォメーションマイクロ(株)

〒320-0071 宇都宮市野沢町602−2 http://kantoinfo.net

028-665-9777

(株)金聖堂情報システム

〒350-1246 日高市梅原 99-2 www.kinseidou.co.jp

042-985-1511

(株)国際マイクロ写真工業社

〒162-0833 新宿区箪笥町4-3 www.kmsym.com

03-3260-5931

(株)サンコー

ビジネスソリューション東京事業部

〒141-0031 品川区西五反田 7-8-11 プレステージ五反田 3階 www.sancoh.co.jp

03-6420-3521

(株)ジェイ・アイ・エム

〒102-0072 千代田区飯田橋3-1-1 www.jim.co.jp

03-5212-6001

ービスのプロ集団

ジタル記録管理とマイクロフィルム入力・変換/長期保存対策

(株) ジムサポート

〒143-0006 大田区平和島5-8-4 03-3761-1301

東京都板橋福祉工場

〒175-0082 板橋区高島平9-42-7 www.jcws.or.jp/ 03-3935-2601

ナカシャクリエイテブ(株)東京支店

〒105-0013 港区浜松町2-2-3 菊島ビル

www.nakasha.co.jp 03-5401-3636

(株)ニチマイ

〒1340083 江戸川区中葛西4-19-14 www.nichimy.co.jp 03-6808-3170

(株)プリマジェスト

ソリューションビジネス本部 統括 2部

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館 12階

www.primagest.co.jp 044-578-5122

(株)福祉工房アイ・ディ・エス

〒191-0003 日野市日野台5-22-37 www.fukushiids.com

富士マイクロ(株)東京支店

〒105-0004 港区新橋1-18-21 第一日比谷ビル 5階

www.fujimicro.co.jp/ 03-6869-0862

042-584-6161

(株)ミウラ 東京支店

〒141-0031 品川区西五反田8-3-6 TK五反田ビル 2階

www.kkmiura.com 03-5436-3211

ムサシ・イメージ情報(株)

〒135-0062 江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア 4階 www.musashi-ij.co.jp

03-6228-4056

(株)ムサシ・エービーシー

〒1040041 中央区新富1-9-1 新富191ビル3階

www.musashi-abc.co.jp/ 03-6228-4810

ムサシ・フィールド・サポート(株)

〒104-0061 中央区銀座8-20-36

www.musashi-fs.co.jp 03-3546-7779

山崎情報産業(株)

〒101-0032 千代田区岩本町1-8-11

www.yamajo.co.jp 03-3866-1156

(有)大和マイクロサービス

〒242-0022 大和市柳橋4-15-8 046-263-7255

(有)山本マイクロシステムセンター

〒381-2221 長野市川中島町御厨1963-5

www.yamamotomaikuro.com/ 026-283-5353

(株)横浜マイクロシステム

〒220-0061 横浜市西区久保町13-25

www.ymsystm.co.jp/ 045-242-0695

(50音順)



関東イメージ情報業連合会

〒104-0054 東京都中央区勝どき2-18-1 黎明スカイレジテル3階 ㈱インフォマージュ内

kiu.jimukyoku@gmail.com





富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化 | 「コスト 削減 | 「安全性強化 | など、さまざまなデータ 保管・管理のニーズに、磁気テープを使用し たアーカイブソリューション『ディターニティ』が お応えします。



データアーカイブソリューション ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープ ライブラリを組み合わせた、長期保管用 ストレージシステムです。



デジタル化・データ変換サービス ディターニティ コンバージョン

テンツを最新デジタル環境に変換。



最新のデジタル 環境に変換

●本製品についてのお問い合わせは

株式 ムサシ 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL. 03 (3546) 7720

札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863 名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301



2022-1·2月号 通巻第597号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

4	年頭所感 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 勝丸 泰志
5	【新春対談】 DXを加速させるドキュメントソリューションの展望 富士フィルムビジネスイノベーション 真茅 久則 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 勝丸 泰志
11	【ケース・スタディ】2021ベストブラクティス受賞事例 証憑書類の電子保存化 (電子帳簿保存法対応) と関連業務の効率化について 株式会社JTB 三村 堅太
16	[連載 Webコンテンツを自由にするトリプル・アイ・エフ (IIIF)] 第3回 IIIF関連のソフトウェア 一般財団法人人文情報学研究所 永崎 研宣
20	[連載 「DX銘柄2021」選定企業に見るベストプラクティス】
26	[連載 デジタル・ネット時代に追いつくための2021年著作権法改正] 第2回 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化 国際大学グローバルコミュニケーションセンター 城所 岩生
31	電子取引ソフト法的要件認証制度とは?
32	[記事広告] WWDS証憑アーカイブ 電子帳簿保存法対応に必要な全ての機能を搭載したオールイン・ワンパッケージ 株式会社ハイパーギア
34	国立公文書館の課題と展望 — 令和3年に開館50周年を迎えて そしてその先の未来へ — 国立公文書館長 鎌田 薫
36	[公文書管理シリーズ] 県民の文化発展をめざす歴史資料の整備 — 愛知県公文書館 JIIMA 広報委員会 委員 長井 勉
40	[お宝文書] 愛知県公文書館所蔵 地籍図 名古屋区 天
41	【委員会活動報告】文書情報管理委員会 文書情報流通に必要な情報の標準仕様を構築
11	【委員会活動報告】広報委員会 JIIMAと社会を繋ぐ情報発信を
	文書情報管理士 合格者からのひと言
40	【わが社のプレゼン】エプソン販売株式会社
48	ありたい姿は、持続可能でこころ豊かな社会を実現する会社であること
51	新製品紹介
52	□ JIIMA デジタルドキュメント2021 ウェビナー開催 □ JIIMA 令和3年度電帳法改正 緊急特別セミナー開催 □ 国税庁動画チャンネル 「教えて!! 令和3年度改正電子帳簿保存法」公開 □ ラクス 「電子帳簿保存法」改正についての調査結果を発表 □ コンカー 「改正電子帳簿保存法」を盛り込んだペーパーレス化ガイドブックを無償公開 □ マネーフォワード 電帳法対応ストレージサービス「マネーフォワード クラウトBox」無料で提供開始 □ ハイパーギア 電子帳簿保存法対応「電子取引スタートバック」リリース開始 □ BEARTAIL 日本初請求書ほか電子帳簿保存関連書類を代行保管・データ化するサービスを提供開始 □ NTTデータビジネブルインズ 令和4年施行の電子帳簿保存関連書類を代行保管・データ化するサービスを提供開始

● 各社ニュース

54・・・・・・・・・ コラム 第4回 徒然なるままに

56……… ■ IM編集委員から



2022 年頭所感



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

理事長 勝丸 泰志

新年おめでとうございます

一昨年は新型コロナウィルスの出現によりニューノーマルという言葉が頻繁に使われましたが、いつの間にか消えてしまいました。ニューノーマルがノーマルになったのでしょうか。感染状況にも山谷があり、一時急速に広がったテレワークにも揺り戻しが来ている企業もあれば、今後もテレワークを中心とする企業もあるように考え方が分かれてきています。さまざまな業態があるため一概にどちらにすべきといえるものではありません。対面が価値であるサービス業では、一日も早い感染の終息を願わざるをえません。

NHKの大河ドラマで渋沢栄一が取り上げられました。渋沢栄一は一橋大学の創設者ですが、その一橋大学商学部長の田中一弘教授から「論語と算盤」に関する講演を拝聴する機会がありました。一般に「論語と算盤」は道徳と経済の両立を求めていると理解されていますが、渋沢は道徳と経済の一致を求めていたそうです。道徳が欠ければ経済上の発展があっても必ず争いが起き、結果として経済は破綻する。また、経済を無視した道徳では人を救うことができないからだとのことです。感染対策と経済も両立ではなく一致させなければならないといえないでしょう

か。ウイルスの根絶が難しければ、自然科学と社会 科学の力でウィズコロナでも経済面及び健康面で安 全に生きていけるようにできないものかと思います。

危機をチャンスにといいますが、飲食店では緊急 事態宣言が出てすぐに弁当販売に切り替えた店があ る傍らで、業態を変えずに時短営業や休業したお店 があります。他の業種でもオンラインで新たなサービ スに舵を切った企業もあれば、従来どおりの業態で 苦戦した企業もあります。モノだけではなく人の心に も慣性力が働いて、危機に見舞われても厳しい判断 を避け元に戻ることを期待する気持ちが強くなりがち ですが、景気変動かと思っていたら産業構造が変 わっていた「失われた20年」を思い起こし、今回も 感染拡大に隠れて起きているかもしれない産業構造 の変化に気づくことが遅れたとならないようにしたい ものです。

個人においても企業においても、今ある姿は環境 の影響を多分に受けたにせよ、個人又は企業が繰り 返し行ってきた選択の結果であって、他者に責任を 負わせることはできません。危機ほど日々の選択の 重要性が増します。皆様が悔いの残らない選択をす る年であることをお祈り申し上げます。

DXを加速させる ドキュメントソリューションの展望



2021年4月、「富士ゼロックス」は「富士フイルムビジネスイノベーション」へと社名を変更し、新たなスタートを切った。そして2022年は、改正電子帳簿保存法をはじめ、コロナ禍における働き方改革や政府のデジタル庁発足などによる変革の成果が期待されている。DXが加速する中、文書情報マネジメント領域を中心とする新たなサービスや展望について対談が行われた。

新たな船出

司会 さっそくですが、真茅社長にお伺いいたします。社名を変更され米国ゼロックス社との関係も変わりましたが、事業の変化や戦略についてお話していただけますでしょうか。

真茅 約60年続いた富士ゼロックスの名前を「富士フイルムビジネスイノベーション(以下、富士フイルムBI)」に変更しまして、さらに富士フイルムビジネスイノベーションジャパンという国内営業を担う販売会社を発足させました。それにより富士ゼロックスブランドから富士フイルムブランドとして新たな船出を切りました。かつて革新的な商品を世に送り出していたゼロックスから離れ、全てを自ら考え未来を切り開く立場になりました。

しかし、ちょうど新型コロナウイルス感染症対策として、環境や仕事のスタイル自体が変革を求められている時期でもあり、どの企業も書類のデジタル化などを推進していました。結果的に、社名だけでなくデジタルを中心に会社自身を大きく変えなければならないということで、DX (デジタル変革) ということを従業員全員に共有し、勇気をもってこの荒海を乗り超えていこうという気持ちでした。

勝丸 時間軸はやや異なるかもしれませんが、いま真茅社長が おっしゃられた話はまさに日本そのものの変革にも当てはまると 思います。日本は90年代ごろまで欧米を目標に高度経済成長を目指していましたが、2000年代に入って目標が達せられ次の目標が求められていた時代に似ていると思うのです。日本の企業全体がまだ明確な目標を見いだせていないときに新型コロナウイルスが出現し、多くの企業がほぼ強制的に変革を求められました。これをチャンスととらえられるのかどうかで企業の未来は変わってくると思っています。

真茅 確かにそうですね。従業員の方々には常に伝えているのですが、これまでは目的ははっきりしていましたから「How(方法)」の部分が重要視されていましたけども、これからは「What(何を)」の部分が大切で、何をするべきか、どうするべきかが仕事のテーマになっています。これからはそこを考えて仕事をしていかないと、富士フイルムBIという船は荒波に沈んでしまう。だから我々はこの船で何をするのか、どこを目指すのか、従業員一人ひとりが考えていくようにしています。

コロナ禍で生まれた新たな需要を捉え

司会 ウィズコロナの状況の中でお客様のニーズ、従業員の働き方など変化したかと思いますが、そのあたりは事業にどういった影響を与えたかという点をお聞かせください。



真茅 ウィズコロナということで、企業の働き方が格段に変わりましたが、やはり出勤できないという部分が大きかったですね。もともとオフィスに来てコピーしてもらうというのが当社のビジネスモデルでもありましたから、ある意味まったく正反対の業務転換を求められました。

一方、テレワークということで家でもどこでもオフィスと変わらず働ける環境を提供するというのも企業には求められていまして、そこにセキュリティであったり、インフラの提供であったりと新たなビジネスチャンスを見出していかなければなりませんでした。結果的にコロナ禍により苦しみつつも、新たな事業をスタートさせるという経験にもなりました。

特に政府でも話題になりましたが、「FAXがあるのでその受信のために出勤する」という話を聞いて、国民全員が日本の遅れた社会の現状を実感したわけですよね。それが、コロナ禍により働き方が大きく変化を求められ、そこに生まれてくる需要がある。むしろこれまで漫然と続けてきたビジネスモデルではなく、違う部分でぐっと需要が伸びる、そういう環境になっているのだと思います。

結果的にDXを中心にいろいろできることがあり、とくに日本企業全体でITを使い業務を効率化するため、例えばコミュニケーション部分をもっと良くするなど相当な余地がある分野だと思います。リモートワークもそうですし、具体的には請求書などを紙でやりとりしていることや人の手を多く介在することでミスが多く発生するなど、まだまだ効率化していける部分がある。そこへDXという力を借りて全体的な業務改善をするという無限の可能性があると思っています。そういう意味では、複合機で

コピーすることの需要というのは減っていくのかもしれませんが、 我々はこれまでと違うビジネス分野でまだまだ他の企業の皆様を 支援していけると考えています。

勝丸 今のお話を聞いて、JIIMAも御社と近いところが二つぐらいあるように感じました。一つはこれまで「ゼロックス」という言葉と「コピー」という言葉が同義語のように理解されていた時代がありましたが、JIIMAも正式名称を日本文書情報マネジメント協会として、あえて「文書管理」という言葉ではなく「文書情報マネジメント」としているのは、文書管理とは「紙をファイリングする」とイメージされていた時期がありました。でも当協会の考えはそうではなく、紙はもちろんデジタル文書もしっかり管理していく、しかしデジタル文書の管理にはリスクもあるので、そのリスクをうまくマネジメントしながら生産性をあげていきましょうということで協会の名称としています。

そしてもう一つが、まずDXという言葉には「イノベーション」と「デジタライゼーション」の両方があると思っています。日本の企業が難しいのは「イノベーション」の部分ではありますが、もう一つの「デジタライゼーション」についても、どこを「デジタライゼーション」するのか、こういう部分の目の付け所も大事になっています。JIIMAの役割として、文書化されている情報をすべて対象として、これをどのように扱ったら安心安全でかつ効率をあげられるかということを世の中に普及啓発していこうとしています。そういったところで御社が目指しているところと共通しているのではないかと思いました。

そこで、富士フイルムBIとしてデジタルという観点でみたとき、 どういうところに注力されていかれるのか、あるいは柔軟に働け る環境を提供するにあたりデジタルを使ってどのようなイメージ をされているのか、お話を伺わせてください。



文書情報の利活用から本質的なDXを目指して

真茅 JIIMAと当社の関係性でいうと、文書情報をいかに扱う かという部分になってくるかと思います。我々は旧富士ゼロック スの時代からドキュメントマネジメントを中核に据えてきました。 それを従業員がどうやってうまくシェアしていくのか、そしてどう 創発していけるのかという部分を長年研究してきました。 DocuWorksやDocuShareといったソリューションをはじめ、ド キュメントをいかに管理し新しい知恵を生み出していくか、そう いうことに注力してきたわけです。そしてこれらがさらにデジタ ル化されて進んでいくという時代に、AIの活用が重要であると 考えています。いわゆる文字だけの文書もたくさんありますが、 データが入っている文書もあります。デジタル化されたデータか ら何が紐解けるのか、AIを使ったデジタル業務が今後増え、そ こをサポートしていく部分があるのだと考えています。そしてそ の典型として2020年に米国のリップコード社とのジョイントベン チャーで「富士フイルムリップコード」という会社をスタートさせま した。

リップコード社はもともとアメリカの西海岸にあるベンチャーと してスタートした企業ですが、我々と協同でDXを牽引していこ うとしています。すでに金融機関をはじめ、さまざまな企業から お話をいただいて、すでにサービス提供を完了している企業も 数社あります。この業務とはなにかと申しますと、きわめて大量 の紙データを一気にスキャンしデジタル化するものです。これま では大量スキャンとなれば前処理や後処理などの人海戦術で 行っていた部分を含めて、スキャンロボットを使うことでこれま でにない速度でデータ化します。スキャンロボットはホッチキス 留めされた書類などであっても自動的にホッチキスを外して処理 していく機能も持っています。これこそがメカとエレクトロニクス そしてAI技術の組み合わせだと思うのです。今まではせいぜい 多くても100万枚程度を処理していたスキャンを1億枚という単位 までいっきに高めることができました。

その上で文書情報マネジメントが非常に重要だと思うのは、 中に入っているコンテンツにスポットをあてて利用できることだ と思います。

勝丸 いまのお話の中に「データ」と「情報」、そして「文書」と いう言葉がありましたが、あくまで本日のお話の定義として、



米国リップコード社のAIとロボティクスを活用したスキャンマシン

データというのが意味をもって情報になって、その情報がまと まって文書になるというとらえ方をしたいと思います。デジタル 化されたデータが情報に変化し、文書という形で保管される。 IIIMAが取り組みたいのは、これまでは仕事の結果を残して将 来のリスク回避のために置いておくということが中心でしたが、 これからはより事業成長につながるような、利活用の部分に踏 み込んでいかないといけないと思っています。いまの富士フイル ムリップコードのお話はまさにそこにつながっているお話で、得 られたデータから次になにを見つけていくのか、そこが重要に なっていくのだと思います。

真茅 まさにお話のとおりで、今までのデータというのは作成し て保存するところまでで、なかなか利活用の部分までできてい ませんでした。ではその利活用をするために、なにを発見して なにを活用するのかという部分が、これから大切になっていくと 思います。「文書」というのはビジネスのコミュニケーションを図 る上でも重要なツールだと考えていて、従業員にはA4用紙1枚 で文書を書いてもらうようにしています。そうするとその文書の 中で、起承転結であったり、伝えなければいけないことであっ たり、あるいはそのテーマの背景、バックグラウンドであったり、 その文書から伝えたい考え方、書き手が本質として大事にして いる、あるいはその意思決定に関わっている「こういう考え方だ から、こう意思決定した という部分が見えてこないといけない と教えています。A4用紙1枚ですから、読めば1分で伝わる、 こんなに簡単なコミュニケーション手段はなかなかないですし、 それを100万人に配れば読んでくれた100万人にこちらの考え方 が即座に伝わります。

センテンスの集合体としての文書、数字としてのデータ、これ ら複雑に混じりあっているものをうまく判断して活用しどう次に

つなげていくか、どう価値あるデータに変換していけるか、ここ に大きなビジネスの余地があると我々は考えています。だからこ そ、富士フイルムリップコードが生まれたと考えています。

勝丸 これまで死蔵されていた (紙文書の) データがコード化され、AIなどの活用によって生きたデータに変わりつつある。でも生きたデータであるかは、それが使えて初めて判断される側面があります。そうすると、データはある種のコンテキストの中で生きている部分があり、前後がなければ使いようがない場合がある。では次の段階として、そのコンテキストをどうやって管理していくのか、あるいはデータ間をどううまくつなげるのか、そういった部分が次の課題になっていくのだと思います。データをパーツとして抜き出すことはできても、統合的に管理できるところはまだまだ少ないように感じています。

真茅 そうですね。そこを基盤としてできていないとなりません。 世の中、紙文書だけでなくデジタルデータも莫大な量があり 日々増えています。しかも部門ごとであったり、違う種類のデータベースであったり、それらが決してまとまって意味があるデータになっているかというとそうではない。システム的にも環境的にもまだまだ課題は多くあるように感じています。このあたりが仮にシームレスになると、もっと使える、もっと意味があるものに変化していくでしょう。世の中がもう少しこのDXの波に乗って改善されると、文書情報マネジメントに関する環境も変わっていくと思っています。

勝丸 DXにもメリットとデメリットがあると思うのですが、まず DXという言葉に単純に反応して部分最適をますます増殖させて しまうような話と、一方で横串しでシームレスにつないでいくよう な話はまったく違う話で、これらが別々に動いてしまいがちです。 とくに部分最適は容易ですからどんどん進めて、あとからつな げようと全体最適しようとしても増えすぎていてできなくなってしまう。 そうならないようにDXを推進していかないと逆に混乱を 増すだけではないかと心配しています。

真茅 社内でDXを推進するにあたり、DXリテラシーの一環としていまeラーニングを実施しています。それをすることで、DX 化するテーマを考え、対策案や得られる効果をストーリーとして書くようにしました。ただ課題として問題点を洗い出していくのはいいのですが、どんどん細かくなってきて個別のDXとなってしまう。でもそれは結果的にただの業務のIT化であって、本来のDXではないのではないかと思っています。つまりDXの本質とは、この会社をどの方向に持っていくか、会社を変えていくにあたりDXをどうやって絡めていくかということだと思います。大

きなチャレンジとしてDXを行い、その中で会社自体も新たなビジネスモデルを確立していけるようなものとしていければいいなと思っています。その一つが富士フイルムリップコードでもありますが、2022年1月には新会社「富士フイルムデジタルソリューションズ」をスタートさせ、マイクロソフト社が提供するERP/CRM領域における業務アプリケーションであるMicrosoft Dynamics 365の販売及び導入支援サービスを行う基幹システムのビジネスにも参入します。また、当社および当社の生産・調達や販売を担う国内外の子会社全てが利用する基幹システムとその他の情報システムを、この先進的なERPであるMicrosoft Dynamics 365に刷新する大規模なプロジェクトも進行中です。この2つの取組みによるDXを梃として当社のコーポレートトランスフォーメーション(CX)を実現していきたいと考えています。



社会全体のデジタル化への貢献

司会 ところでデジタル庁も発足したわけですが、社会全体の デジタル化に対しての両者のお考えや立場をお話いただけます でしょうか。

勝丸 政府は2021年9月にデジタル庁を発足させましたが、コ ロナ禍がデジタル化の遅れを益々露呈させています。それはIT だけの問題ではなくて、制度であったり運用者であったりさまざ まな問題がからみあっているのだと思います。またデジタル庁自 体もすべてを統括して進めていけるような権限があるわけではな いので、苦労があるとは思いますがJIIMAとしてはがんばって いきたいと考えています。一方で、民間においてもDXといって もまだまだ成功している企業は多くはないですし、経済産業省 がDXレポートを発表した時に、いわゆるGAFAのようなアメリ カのIT大手を対象として、既存の日本企業はどのように対抗し ていくのかという視点で課題設定していたのですが、アメリカ の企業でもそのような視点で成功している歴史のある企業はほ とんどありません。社会全体のデジタル化を政府は主導すると いっていますが、そこで目指す社会の姿を国民が共有できない と、うまく進まないのではないかと心配します。この点について JIIMAは考え方や方針、方法論を言葉にしたり文書にしたりす ることはできるのですが、それを製品やサービスによって現実 のものとするのは会員企業にお願いするしかありません。このよ うな部分で実際に製品やサービスを提供される企業には、デジ タル化を進めていくというのはどういうことなのか、それを分か りやすく説明することが大切ではないかと考えています。

真茅 自社に対してのデジタル化の実施、お客様に対してのデ ジタル化の支援、両輪ある中で我々は大手企業から中小企業に 至るまでお客様の業務そのものを統一化したり、デジタル化し たりするのが重要だと考えています。例えばリモートワークの支 援であったり、電子サインの導入サポートであったりですね。そ して今は主に自治体への支援を提案しておりまして、約1200の 自治体とお付き合いさせていただいています。特に窓口業務の デジタル化といったニーズはとても求められている。ただやはり トップダウンだけではなく自治体からのボトムアップもないと日 本全体のデジタル化というのは難しいのではないかと感じてはい ます。上と下、両方がうまく噛み合っていかないと日本全体のIT インフラの整備は難しいのではないかと思います。

我々は自治体へ戸籍総合システムの提供などやらせていただ いていますが、さらに求められているのは災害対策ですね。日 本は災害が多い国でもありますから、台風や川の氾濫、そして 地震、こういった災害リスクを自治体は重要ととらえています。 そのため防災という観点から、災害予防と災害が発生したとき の迅速な対処、そして被害が大きな場合は被災者を支援すると いったことが大事になってきています。今まではこれが人海戦術 であったり個別対応であったりして処理していたわけですが、 ITインフラが整いAIなどが活用されていけば、地面のクラック などを素早く発見して報告し災害を未然に防ぐことができるよう になるかもしれない。他にも画像認識で地滑りが起こりそうなと ころを解析して、事前に対策できるようになるかもしれない。そ ういう社会に向かっているのですよね。リアルタイムで情報共有 して素早く避難できる、減災につなげるような対処をするといっ たことを自治体から求められています。とくにその中でも、被災 状況をいち早く判定・収集できる管理システムが望まれています。 これまでは被害の規模、例えば家屋の全壊なのか半壊なのか、 その地区で何人が被害を受けられたのか、すべて一人ひとりが 判断して紙に書いて集計していたアナログ式なわけです。でもこ れからはドローンや監視カメラなども使い、それらの情報がリア ルタイムでデジタル化されてデータベースの中で集約され、素早 い支援を提供できるような、そういうことを整備するのが非常に 大事だと思っています。

これらのニーズはやはり企業ではなく、自治体になってくると 思います。もちろん国としても検討はしていると思いますが、 我々企業が支援していかなければならないのは、まずは最前線 にいる自治体です。そのニーズにきちっとお応えできるサービス を提供していきたいと考えています。結論としては、オフィス以 外でのデジタル化のニーズというのはまだまだ格段に高いわけで す。地方自治体の課題解決に強みを持つ関連会社の富士フイル ムシステムサービスは、これらの社会課題の解決に着手してい ます。

勝丸 自治体というのはそれこそ紙の山がそこら中にあります ので、それだけ見てもデジタル化の余地というのはいたるところ にあると思います。ただ総務省と自治体は上下関係ではないの で、実際に自治体がなにかやろうと思うと個々の自治体の話に なってしまって、今の時代、本来であればクラウドを使って情報 を集約すればどこでなにが起きているのかすぐにわかることな んですけども、それぞれの自治体が個別に対応を実施してしま い似て非なるシステムがあちこちに生まれてしまっています。地 域に固有の部分を自治体が行うことはいいと思うのですが、一 方で国として全体最適をどうするのか、これらは課題として残っ たままです。

真茅 住民基本台帳や土地のデータなども自治体が管理してい るので、防災というのはまずは自治体がボトムアップで進めてい くのが大切なのかと感じています。ただやはり各自治体すべて が違うシステムというのは、実際問題としてデータ連携で不便が 発生するでしょう。このあたりのガバナンスをどうするのかが総 務省や内閣府の役割なのかなとも思いますね。無論それをデジ タル庁がすべて肩代わりして調整するというのも少し乱暴な話 かなとも思いますが。

勝丸 デジタル庁が各自治体に同一のシステムを強制して使わ せるというのはできないですから、システムの大枠は指示しても 実際の現場では受注したベンダー企業が調整していかなければ ならないと思います。

JIIMAに期待すること

司会 最後に、JIIMAという公的な団体に対して、富士フイル ムBIとしてはどのような役割を求めていきたいか、ご意見をお願 いします。

真茅 文書情報のマネジメントとしてやはり情報の標準化、広 い意味でのガバナンスやルール作りといった部分をお願いしたい と思います。一企業ではできないことですから、業界全体を盛 り上げていただけるような活動をしていただければと考えていま す。とくに文書の真正性、デジタルデータはなんでもブロック チェーン化すれば改ざんできない側面があるのかもしれません が、今は改ざんされない真正性が求められる部分が増えてきて

います。世の中、いろんな意味で偽物が横行しており、やはり 正しい文書、情報の真正性を担保するのが大事です。例えば、 先ほどの自治体の例であれば、彼らの業務は給付や発行などが 多く、真正性の担保がより求められるわけです。そこでフォー マットや統一性の部分も出てくるとは思うのですが、そのような 課題が出てくる中でJIIMAにはリーダーシップをとっていただき、 各企業が安心して業務を遂行できるようにしていただければと 思います。

勝丸 いま頂いたお話はまさにJIIM Aのこれからの課題となっておりまして、令和3年のデジタル関連の法改正の一つに押印廃止がありました。紙の文書からしたら認印自体にそれほどの証拠性はないわけですからなくてもいいという考えがあるわけですけども、それにあわせて電子文書も電子署名をしなければならなかったものが、しなくてもよい文書が出てきました。でもそうすると、それが原本であることをどうやって証明すればいいのか、その部分がちゃんと明文化されていない部分があります。正しく保存しなさいと記載はありますが、具体的にどうするのかがはっきり書かれていません。そのあたりが今後の課題になってくると思いまして、当協会の標準化委員会は電子文書の取り扱いに関するルールをISOの規格としました。

そういった活動を通して電子文書を正しく取り扱うにはどうしなければいけないかという部分を普及啓発してやっていかなければならないなと思っています。まだまだ規格自体は粗い部分

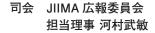


があるのですが、具体的な仕事で使えるようなレベルまで落と し込んでいけるような活動を続けていきたいと考えています。

真茅 我々民間の一企業だけでなく、業界全体からもそのよう な要望はJIIMAに出てくると思います。とくに真正性の部分は これからも重要だと考えています。

勝丸 デジタル文書は悪意がなくても誤った文書が紛れ込む可能性がありますので、それをどうやって防止していくのかは大切な役目だと思っています。

司会 本日はお二人ともありがとうございま した。





令和3年度改正基準でのJIIMA認証受付を開始しました。

●令和3年度電帳法改正とJIIMA認証

これまで企業による電子での帳簿保存は税務署への承認申請が必要でしたが、令和3年度電帳法改正によりこれが不要となることで、民間企業のデジタル化が加速されることが予想されます。その反面、保存する電子データに関連して改ざん等の不正が発覚した場合は、重加算税を10%荷重するなど、納税者側に適正な形でのデータ保存が強く求められるようになりました。

さらに、今後主流となる電子取引の取引情報の保存については、施行日以降に電子取引を行った場合、当該取引情報を何らかの形で電帳法の要件に正しくしたがって、電子データで保存することが義務付けられることになりました。 このように、電子データによる商取引の保存・管理については簡易になった反面、罰則はより厳しくなる中で、JIIMA認証を取得したソフトウェア・ソフトウェアサービスを利用することは、リスク回避に有効だと考えられます。

なお、スキャナ保存ソフト認証については、令和3年度改正基準から従来のマニュアルチェック以外に、スキャナ画像の要件チェックも併せて実施します。











※認証を受けると、製品パッケージなどに上記のような認証ロゴなどを使用することができます。

https://www.jiima.or.jp/certification/





証憑書類の電子保存化 (電子帳簿保存法対応)と 関連業務の効率化について

株式会社JTB ツーリズム事業本部地域ソリューション事業部 企画・開発推進チームマネージャー



三村 堅太

JTBグループの概要

JTBグループはさまざまなお客様の期待や課題に「ツーリズム」「エリアソリューション」「ビジネスソリューション」の3つの事業戦略でお応えし、「観光立国」「地方創生」「働き方改革」など社会課題の解決に貢献し、サスティナブルな社会を実現することを目指しています。2021年3月31日現在、国内・海外合わせて157社、23,785人で事業を行っていますが、2021年4月より、(株) JTBの従業員数約12,000人、約500の事業所において証憑書類の電子保存化を実施し、社内の業務フロー・システムを変更致しました。

課題設定と対策の 検討方針・検討体制

コロナ禍以前の2018年10月から検討を 始めていましたが、3つの課題を認識して いました。1つ目は全社直間比率の改善で す。同年4月、グループの15社を統合した (株) JTBにおいて間接部門の業務を具体 的に減らし、直接部門へ要員をシフトする 必要がありました。2つ目は直接(営業) 部門の業務効率化です。決裁ワークフロー は基本的に電子化されていましたが、証 憑書類は紙保存のため、電子ワークフロー を運用するのと同時に紙証憑を承認者に 回付するといった非効率な状態でした。3 つ目は働き方改革の推進です。生産性向 上に向けてリモートワークを推進していま したが、約3.000人の法人営業担当は証憑 書類の処理をオフィスでしかできない状況 にありました。また、監査担当はオフィス を直接訪問しなければ証憑書類の監査を 行えない状況にありました。このようにリ モートワークが進みづらい状況でした。

これらの課題を解決するために、具体 的には間接部門の業務を減らすと共に営 業部門の生産性向上を図るために、電子 帳簿保存法に対応することを施策案として 検討を開始しました。

検討に当たって定めた方針は次の3つで す。1つ目は全社横断課題として取り組む ということです。業務は営業から監査まで 繋がっていますので、全体として効率化で きるように各部門を巻き込みました。2つ 目は具体的に間接部門の計画要員数や業 務を減少させることを定量目標とすること です。全社の営業経費を低減するという 経営課題解決の施策として目標設定しまし た。3つ目は営業部門の業務改善にも同 時に取り組むということです。間接部門の 経費低減が大きい一方で、営業部門につ いては業務フロー変更の負担が大きいこと を想定しました。営業部門は証憑類が発 生する起点であり、理解・納得が得られな いと取り組みが進まないため、ヒアリング やトライアルを重ね、少しでも負担が減る と共に業務改善が実感できるような仕組み づくりに努めました。

総論としては、特定部門の業務課題ではなく経営課題として認識して具体的な解決に取り組んだことがポイントとなります。

検討体制についても、全社横断プロジェクトを組みました。また、経営課題解決に向けた施策として進めるために、経営企画部門が主管(事務局)として取りまとめを行いました。約3年前の2018年10月にプロジェクトを設置し、グループ内外のパートナーの協力を得ながら、法要件とシステム要件を早期に明確にした上で業務要件との調整を行い、横断議論を進めました。

具体的取り組み事項とシステム概要

(株) JTB全体で年間約570万枚以上の 証憑類が発生していると試算しました。そ れらを綴って倉庫で保管し、必要になった 場合は捜索、社内監査も大量の紙に囲ま れて行っていました。今回、図表1のとお りスキャンやスマホでの撮影によってデー タ化し、データ検索や遠隔地からの監査 ができるようにしました。また、法人営業 部門においては、お客様の旅行やイベント に同行する「添乗業務」があり、現金で各 事業者と精算する場面が多くなります。そ こで発生する領収証についても、1枚ずつ 台紙に貼って明細書を作成、保管していま した。その他、データで受け取った請求 書類についても印刷して紙保管していまし た。それらの証憑書類も全て電子保管に 切り替えました。特に添乗の現場において は、領収証をスマホで撮影し、スマホで 明細書もすぐに作れるような仕組みを構築 しました。

実施した取り組みは図表2のとおり、「A. 売上原価の証憑書類」「B. 法人のお客様との契約」「C. 一般経費の証憑書類」への対応の3つに分けられます。また、証憑書類には「(1) 自社が受領するもの」と「(2) 自社が発行するもの」があります。 A・Bの(1) については、外部サービス、独自

Before







証憑類を綴って保管…

倉庫で書類の捜索…

紙資料を監査…







スキャンやスマホ撮影で取込!

データを検索!

データを遠隔地からも監査可能!

Before









受け取った領収証をのり付けして整理、 明細書を改めて作成 …

データがあるものも印刷… 綴って10年保管…

After







添乗中にスマホ撮影でシステムに取込、 明細書はスマホで作成し、PCに取込!

図表1

開発したシステム、弊社既存システムの3つを連携させました。一方、Cの(1)についてはJTBグループでお客様に提案している「J'sNAVI NEO」を利用しました。なお、A~Cの(2)については各システム内、あるいは自動連携するデータ保管システムに電子保管するための改修を行いました。

今回の取り組みのポイントは、年間で約500万枚と相対的に分量が多い「A. 売上原価」「B. 法人のお客様との契約」の「(1)自社が受領するもの」についての対応

です。弊社には年間約10万件の案件を管理し、オペレーションする独自システムがあり、売上原価に関する支出・計上承認のワークフローについても同システムを利用しています。

今回、既存システムの改修を極力少なく して、新たに構築したアプリと外部サービ スとAPI連携させることで開発期間を短縮、 開発コストを抑制しました。

図表3のとおり、独自の証憑取り込みア プリ「STAP(証憑(S)取込み(T)アプ



実施事項	主なポイント	
A.売上原価の証憑書類 ※電子帳簿保存法対応 (電子保存化)	✓3つのシステムを連携し、売上原価の証憑書類を電子保存化。 ①独自開発したWebアプリケーション「STAP」 ②文書管理システム「JEMS」 (富士フイルムビジネスイノベーション提供のソフトウエア利用) ③既存の社内ワークフローシステム	
B.法人のお客様との契約 ※電子サインの導入 (電子取引化)	✓電子契約サービス「DocuSign」を活用した電子サイン導入。 ①当社の電子サイン、②お客様指定の電子サイン、 ③電子取引(メール)、④書面契約 の4種類の契約パターンが残るため、一元的な営業管理・文書管理を 実現するための、上記Aと連動した業務フローを整えた。	
C.一般経費(交通費・出張 旅費等)の証憑書類 ※電子帳簿保存法対応 (電子保存化)	✓経費精算システム「J's NAVI NEO」を利用し、一般経費の証憑書類 を電子保存化。	

区分	種別	基本の新業務フロー
(1)自社が受領	①各事業所に届く証憑書類 【主な書類】 請求書・契約書	Webアプリ(スマホ・PC)で画像取込+属性入力 → 画像と属性情報を文書管理システムに保存+タイムスタンプ押印 → 案件管理システムでワークフロー回付
する証憑書類	②添乗業務中等に、 現地で受領する証憑書類 【主な書類】 領収証	Webアプリ(スマホ・PC)で画像取込+属性入力 → 画像と属性情報を文書管理システムに保存+タイムスタンプ押印 → 同時に、収支明細書を作成 → 帰着後、案件管理システムでワークフロー回付
(2)自社が発行 する証憑書類	①各事業所で発行する 証憑書類 【主な書類】 請求書・領収証・契約書 関連明細等	証憑書類を発行するシステム内に電子保管、 またはデータ保管システムに自動連係して、 電子保管

図表2

リ(AP)の略称)」を作り、スマホ撮影し た証憑画像を取り込み、AI-OCRを使っ て証憑書類の「取引日・取引金額・取引 先等」の属性を読み取り、データ化できる ようにしています。そして「STAP」で生成 した証憑画像と属性データは、JIIMA認 証を受けたソフトウエアを活用した文書管 理 システム [JEMS (JTB Evidence Management System)」に送信されます。 文書管理システムでは、受信と同時にタイ ムスタンプが押印され、そのまま10年間保 管されます。

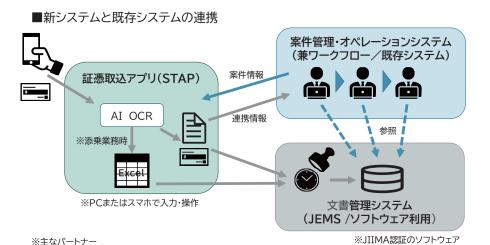
案件管理システムと「STAP」は相互に データ連携し、証憑書類と案件の紐づけ ができるようにしています。また、証憑書 類に関する支出や計上承認ワークフロー を回付する際に証憑書類の画像データを 参照できるように「IEMS」と連携させて います。

さらに「STAP」については、添乗業務 の効率化を図るために、証憑書類の属性 データを作成すると同時に添乗業務中の 現金の収支に関する明細書がExcel (エク セル) で作成されるようにしています。 つま

り、添乗業務の途中の空き時間等を有効 活用して、領収証の電子保存化と明細書 作成をスマホで実施できるようにしました。 なお、海外旅行の場合は両替レートが自 動適用されるようにしています。このように 電子帳簿保存法に対応するだけでなく、 営業部門の業務が効率化される工夫を行 いました。

「B. 法人のお客様との契約」については、 全ての契約を弊社が今回導入した電子サ インだけにまとめることができない、とい うことがポイントです。お客様のご意向に よって4パターンの契約手法が混在します が、そのパターンごとに異なる手法で保管 すると営業管理が行いづらく、文書管理と しても検索性が損なわれてしまいます。そ こで、契約に関する証憑書類についても 全て「STAP」と「JEMS」の業務フローに よる電子保管に統一することで、一元的な 営業管理・文書管理を実現しました。具 体的には、図表4のとおり、電子サインで 契約した場合も電子データをシステムから 取り出し、「STAP」を通じて「JEMS」に 保管することとしました。その際、契約書 手交状況のステイタスが案件管理システム に自動反映されるようにし、営業部門の業 務効率化を図っています。

続いて、電子帳簿保存法関連の改革と 同時に実施した業務改革についてです。 図表5のとおり、間接要員の効率化(間接 要員の再配置)、営業部門の業務効率化、 働き方改革の推進といった課題を解決する ために、証憑書類の電子保存化を通じて、 「業務そのものの削減・廃止」「電子化や 標準化による業務の遠隔対応と集約」を実 現して、具体的な要員再配置や、営業部 門の効率化に繋げました。また、リモート ワーク環境の整備に繋げた結果として、コ ロナ禍における在宅勤務拡充に貢献する



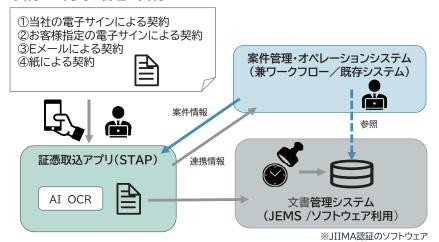
図表3

・文書管理システム:富士フイルムビジネスイノベーション㈱

■契約の一元的な管理の実現

・AI OCR: ㈱インフォディオ ・タイムスタンプ: アマノセキュアジャパン㈱

※主なパートナ



図表4

解決課題	取り組み事項	
	①証憑書類のファイリング業務の原則、廃止	
間接要員の効率化	②会計業務の集約の拡充(遠隔地対応の拡充)	
(要員の再配置)	③監査業務の効率化(遠隔地対応の拡充)	
	④関連業務フローの標準化(集約可能業務の拡大)	
営業部門の業務効率化	⑤法定外の保管必要書類の見直し	
(業務の削減)	⑥ワークフローシステムと会計システムの連携の拡充	
働き方改革の推進 (リモートワークの拡充)	⑦ワークフローの電子化範囲の拡充	

図表5

こととなりました。ペーパーレス化・電子 化するだけでなく、業務そのものを減らす こと、あるいは遠隔対応を可能にして集約 することが重要だと実感しています。

導入にあたっての社内推進についても工 夫を続けています。「A. 売上原価」「B. 法人のお客様との契約」に関する取り組み については法人営業部門の約5.000名、「C. 一般経費」に関する取り組みについては、 全社の約12,000名に対して、導入説明や 啓蒙を行う必要がありました。コロナ禍に おける社員説明・啓蒙であり、社内のデジ タルトランスフォーメーション (DX) の取り 組みの説明・啓蒙でもあるため、デジタル ツールの活用を強く意識して進めました。 導入に先立ってマニュアルの整備を行いま したが、加えて、説明動画を作成し、社 内の動画共有サイトに掲載しました。問い 合わせ対応についてはチャットボットを設 置し、また、定期的にデジタル配信してい る社内報も活用しながら推進を続けてい ます。

今回実施した取り組みによって期待され る具体的効果は次の通りです。

2021年度は新型コロナウイルス感染症 の拡大により、旅行やイベントの数が減少 していますが、2019年度までの実績をもと に試算すると、「1. 年間約570万枚以上 のペーパーレス化の実現 | 「2. 年間約 7億円以上の営業経費削減(間接部門要 員の直接部門への再配置、証憑書類の送 料の削減、証憑書類の保管スペースの削 減)」が可能となり、また、「3. 新たな JTBワークスタイル (働き方改革) の推進」 に繋げられると考えています。

今後の展開

1つ目に(株) JTB内で構築した業務フ

Case Study



ローやシステムの整備を行います。まず、 令和3年の改正電子帳簿保存法の対応が 必要です。要件緩和に伴う業務の効率化 と弊社としての内部統制強化、この2点の 結節点を見出してフローを整備したいと考 えています。また、ユーザーである社員に 寄り添ったシステム整備や理解促進活動 を続けていきます。2つ目にグループ内で の展開です。(株) JTB内だけでなく、国 内グループ会社における証憑書類の電子 保存化の適用範囲拡大の検討を続けて参 ります。さらに、紙証憑書類の発生そのも のを抑制するために、電子契約等、グルー プ内の電子取引を拡大したいと考えていま す。これらはグループ内の取り組みですが、 3つ目にツーリズム産業のDX支援を進め て参ります。今般の証憑書類の電子保存 化に関するスキル・ノウハウを可能な限り 共有し、ツーリズム産業全体の生産性向 上に貢献したいと考えています。また弊社

は、観光地、あるいはホテル・旅館、観 光入場・体験施設等のデジタル化支援を 事業としても行っており、旅行者の利便性 向上のみならず、観光事業者の売上拡大 や効率化によって生産性向上を図り、観光 地の持続的な発展成長に貢献したいと考 えています。

まとめ

今回、電子帳簿保存法に対応して社内 のペーパーレス化、文書データのマネジメ ント強化を行いましたが、それは改革の手 段であり、目的そのものではないと改めて 感じています。ペーパーレス化・データ化 を行うだけでは得られる成果は限定的で あり、関連する業務の改革や具体的に業 務を減らすことがより重要だと認識してい ます。生産性向上に向けた経営改革を上 位目標とし、取り組みを続けて参りたいと



「ツーリズム産業全体のデジタル化へ 貢献していきたい」 地域ソリューション事業部 企画・開発推進チームマネージャー 三村 堅太 氏(右)

考えています。

そして、新型コロナウイルス感染症拡大 の影響を大きく受けているツーリズム産業 ですが、弊社グループだけでなく産業全 体のデジタル化による生産性向上に貢献し ていきたいと考えています。そのためにも、 産業全体を牽引するという気概をもって、 まずは弊社グループ内のデジタル化をさら に進めて参ります。



Webコンテンツを自由にするトリプル・アイ・エフ(IIIF)

第3回

IIIF関連のソフトウェア

・般財団法人人文情報学研究所 **永崎 研**覧

IIIFに関する連載の3回目は、IIIFに関するソフトウェア群の紹介としたい。IIIFでは技術仕様策定の段階から対応するツールをフリーソフトとして開発・公開するという流れがあったようである。筆者が認識した2015年2月には、すでにいくつかのIIIF対応のフリーソフトが公開され利用されていた。これは、たとえばWebページを表示するためにGoogle ChromeやFirefox、Safari等が利用できるということと同様に、自由に利用できる仕様としてIIIFが公開されていることにより、それにあわせたさまざまなソフトウェアの開発やビジネスの展開が可能になるということである。この短い歴史のなかでもすでに使われなくなったものもあるが、ここでは、現在も現役で利用可能なツールについて、フリーソフトを中心に、主なものを紹介していきたい。

ツール全体の概観

IIIFに対応するツールは、すでに少なからぬ数がリリースされており、もはやすべてを網羅できる状況ではない。それらは大別すると、クライアント用ビューワ、サーバ用配信ソフト、そして、応用的ツールがある。ここではまず全体を概観した上で、個々について簡単に紹介していきたい。

IIIFはWebを前提とした技術仕様であるため、まず、クライアント側とサーバ側に区別できる。クライアント側としては、画像を表示したり、さらに設定された順でページをめくっていったり、アノテーションを表示したりするといった、ユーザが閲覧するためのさまざまな機能を提供するビューワということになるが、これにはまず、画像表示の仕様であるIIIF Image APIのみに対応したツールとして有名なものにOpenSeadragonがある。そして、画像表示だけでなく、IIIF Presentation APIに対応してページめくり等ができるものとしては、Universal Viewer、Mirador、TIFY、IIIF Curation Viewer等が比較的よく用いられるようになっている。

一方、サーバ側としては、まず、IIIF Image APIに準拠し

て画像を配信するソフトとして、Loris、IIP Image Server, digilib、Cantaloupe Image Server等がある。また、画像と IIIF Presentation APIの情報に準拠したデータをまとめて配信するソフトウェアとしてはさまざまなものが登場しており、 Omeka SのIIIF対応プラグインを用いているサイトがとくによく 見られるが、DrupalベースのIslandora8など、他にもさまざまなものがある。この種のものの多くは、画像をアップロードするとIIIF Image APIに準拠した画像が配信できるようになるとともにIIIF Presentation APIに準拠したデータも自動的に生成してくれるため、IIIF対応画像の公開・運用にかかるコストを比較的低く抑えられる。

さらに、公開されているIIIFコンテンツを対象としたアノテーションや切り出し、ストーリーテリングなどの機能を提供するツールが多数公開されている。たとえば、Omeka IIIF ToolkitやIIIF Curation Platformが有名だが、他にもスマホケースをデザインするものやジグソーパズルを自動生成するものなど、面白さを追及するものもある。

以上、概観するなかで固有名詞を多く挙げてしまったが、以 下に解説するので参照されたい。

クライアント用ビューワ

IIIFでの画像表示、すなわちIIIF Image APIでは、大きなサイズの画像はタイルで分割して表示すべきタイルのみがクライアントの要求に応じてサーバから配信され、それを組み立てて表示することになる。これに対応する画像ビューワとして老舗と言えるのがOpenSeadragonである。これは当初マイクロソフトが作成していたWeb用の画像ビューワだったものがオープンソースとして公開されて自由に改良できることになったものである。IIIFとは異なる仕組みではあったものの、タイルに分割された画像を組み立てて表示する機能を元々持っていたため、その機能をIIIF Image APIの仕様にあわせて変更・追加することで対

応したものである。OpenSeadragonは安定性が高く機能も豊 富であるため、後述するIIIF対応ビューワのうちUniversal ViewerやMirador、TIFYでは画像を表示するための中核機 能として取り込まれている。

IIIF Image APIだけでなく、画像群を一つのまとまりとして 扱ったりページめくり順を設定したりするIIIF Presentation APIにも対応したソフトウェアはIIIF対応ビューワと呼ばれる。 この種のビューワでは、IIIF Presentation APIを指すIIIF Manifest URIを読み込ませるだけで画像群が一つの資料 として表示される。有名なものとしては、まず、イギリスのウェ ルカム財団が開発を始めたWellcome Playerを発展させた Universal Viewer**1がある。開発には英国図書館やIT企業の Digirati等、さまざまな組織からの参加がある。これは早くか ら音声や動画、3Dにも対応しており、アノテーション表示等の 派手な機能はないが着実に動作するため、図書館・博物館等の Webサイトでよく用いられている(図1)。



図1 京都大学貴重資料デジタルアーカイブでのUniversal Viewerの利用例

また、IIIFが当初より目指していた高度な学術利用の実現を 意識して作成された多機能ビューワとしてMirador^{*2}がある。こ れは、アノテーションの表示や複数画像を並べて表示したり重 ねて透過させて表示したりするなどの機能がある。スタンフォー ド大学図書館が中心となって開発されており、他にも北米のい くつかの大学図書館やフランスのプロジェクトからも開発者が参 加している。筆者自身も前バージョンでは改良に参加した。 バージョン2からバージョン3にアップデートした際にかなり大幅 な変更があり、動作が安定しただけでなく、全体的な雰囲気も 変わり、動画や音声にも対応するようになった(図2)。

動画対応については、筆者らのグループでさらに改良を行い、 動画に対して付与したアノテーションを表示する機能を追加し

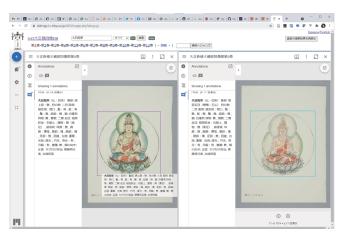


図2 SAT大正蔵図蔵DBに組み込まれたMiradorで図像を並べて、アノテー ションを表示

た**3。この際には、日本のフェリックス・スタイル社が実際の開 発を担当した。動画アノテーションは、すでに公開されている動 画を表示する際に、再編集などをせずともあとからテキストデー タや画像等で注釈や新規情報を追加したりできるため、さまざ まな活用可能性が期待される(図3)。

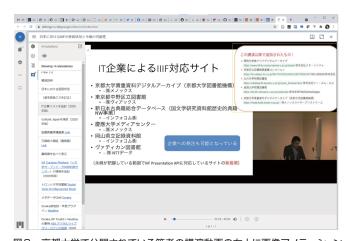


図3 京都大学で公開されている筆者の講演動画の右上に画像アノテーション を付与して新規情報を追加

IIIFがもたらしたコンテンツ再利用の特性を活かしたビューワ としてIIIF Curation Viewerがある。これは日本の人文学オー プンデータ共同利用センター (CODH) が開発・公開しているも のであり、IIIF対応画像を通常のIIIF対応ビューワとして表示 するだけでなく、公開されているIIIF対応画像の一部をビュー ワ上で切り出したり並べたりする機能を持っている(図4)。また、 このビューワは、画像表示のためにOpen Seadragonではなく Leafletという地図をタイル表示するのに用いられるJavascriptラ イブラリを採用している点にも特徴がある。

https://universalviewer.io/

^{※ 2} https://projectmirador.org/

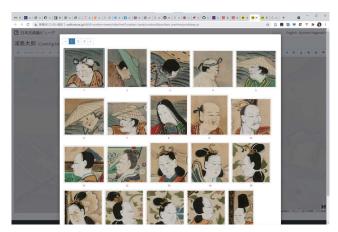


図4 CODHが提供するIIIF Curation Viewerの事例として、奈良絵本の浦島太郎IIIF対応画像に登場する顔貌の切り出し画像



図5 胎蔵界曼荼羅とアノテーションをTIFYで表示

最後に、TIFY**4というIIIF対応ビューワにも触れておきたい。 ドイツのゲッティンゲン州立・大学図書館で開発されているこの ビューワは、取り立てて大きな特徴はないが、アノテーション表 示機能を持っていることと、動作が比較的軽く安定していると いう点に注目しておきたい(図5)。

画像配信ソフト

IIIF Image API対応の画像配信ソフトは、大きな画像を分割して閲覧している箇所だけをクライアント側に返したり、画像の一部を切り出したり回転させたり拡大縮小したりしてから返す機能が求められる。大きな画像の分割に関しては、JPEG画像やPNG画像をクライアントからアクセスが来るたびに適宜分割して送信するものや、送信する際に分割画像をキャッシングして次回からは分割せずに済むようにするもの、さらには、最初から分割された画像を一つにまとめたPyramid Tiled TIFF(あるいはPyramid TIFFとも)形式やJPEG2000を扱うものがある。また、さまざまなプログラミング言語で書かれたものがあり、動作環境もさまざまである。比較的動作が速くよく用いられるソフトウェアとしてIIP Image Serverが挙げられる。他にも、

Cantaloupe Image Serverは認証機能を持っており、JAVAで動作するため動作環境の許容度が高い。

IIIFコンテンツ配信サーバソフト

この種のソフトウェアはフリーのものだけでなく商用のものも存在しており、デジタルコンテンツ管理システム全体の中の一部として、保存しているコンテンツをIIIFに対応した形式で公開する機能を持っていることが多い。ここではOmeka Sを例として挙げておきたい。

Omeka Sは、ジョージ・メイソン大学の歴史とニューメディア研究センターで開発されているコンテンツ管理システムであり、図書館・博物館・文書館等のコンテンツを公開することが主な目的のようである。文化資料のメタデータや画像を共同で登録し、管理できるようになっており、それを地図上にマッピングする機能も有している。コンテンツの公開や取り込みをIIIFに準拠させるためのプラグインが提供されており、それを組み込むことで、登録した画像をIIIF対応で公開できるようになる(図6)。



図6 Omeka S で構築されたSAT IIIF Image Serverのトップページ。地 図上にコンテンツへのリンクがマッピングされている

IIIFコンテンツを対象としたツール

公開されているIIIF対応コンテンツ、なかでも、再利用可能な利用条件が付されているものは、さまざまな利活用を期待されて公開されているはずである。そこで、それらを別のサイトで再利用して公開・活用するツールがさまざまに開発されている。一つは、Omeka IIIF Toolkitである。これは、トロント大学



図7 Omeka IIIF Toolkit で地図年表上にIIIFコンテンツをマッピングした例

図書館で推進されている西洋中世写本のためのデジタルツール 開発プロジェクト**5の成果の一環であり、前出のOmeka Sの簡 易版であるOmeka classicのプラグインである。同じくOmeka のプラグインであるNeatline (これはヴァージニア大学図書館が 開発)と組み合わせることにより、各地で公開されているIIIF対 応コンテンツを自らのサイトに取り込み、注釈をつけ、さらにそ の注釈を地図や年表上にマッピングして公開することがWeb上 での共同作業を通じて可能となっている(図7)。

また、IIIF Curation Platform**6では、前出のIIIF Curation viewerで切り出した画像の部分領域にメタデータを付与し、そ れらを管理・編集・検索し、解説情報も表示できるようにする などして、IIIFを「誰もが発信可能な参加型サービスのプラット フォーム」とすることを企図したものであり、さまざまなIIIF対 応コンテンツがここで再編集され、新たな文脈を付与されて公開 されるようになっている。

このような、知識基盤を形成するための本格的な取り組み以 外にも、さまざまな応用ツールが提供されている。Awesome-IIIFというページ*7のExperiments and Fun**という項にまと められているのでぜひ参照されたい。なかでも、IIIF対応画像 を重ねて透過度を調整するなどしてスマートフォンのケースとし

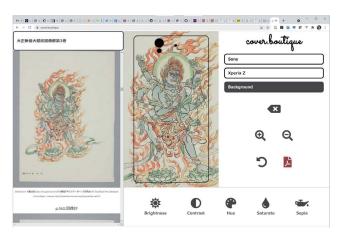


図8 cover.boutiqueでのスマホケース編集画面

て印刷してくれるcover.boutique は実用性も兼ね備えており興 味深いものがある(図8)。

終わりに

このように、各地で開発・公開されるさまざまなフリーソフト ウェアに着実に下支えされて、IIIFの世界は大きく広がりつつあ る。インターネットの黎明期がそうであったように、共通の規格 や技術仕様に基づくフリーソフトの開発と公開は、多様なプレイ ヤーの参画を促すという点で重要である。そして、そのような状 況がもたらされるためには、関係者のコンセンサスに基づく透 明でわかりやすい手続きによる規格・仕様の策定が鍵となる。 次回は、そのIIIFのコミュニティについて紹介し、最終回とした (続く) 11

- https://digitaltoolsmss.library.utoronto.ca/
- % 6 http://codh.rois.ac.jp/iiif-curation-platform/
- % 7 https://github.com/IIIF/awesome-iiif
- * 8 https://github.com/IIIF/awesome-iiif#experiments-and-fun

JIIMA オンライン賀詞交歓会開催のご案内 令和4年

新型コロナウイルス感染予防の観点から、今回もオンラインにて賀詞交歓会を行うことになりました。 オンラインながら経済産業省・国会図書館・国立公文書館等の関係省庁や関係機関の方々からごあいさつもいただき、 会員企業や委員会メンバーが一堂に会するJIIMA賀詞交歓会を実施します。

時 令和4年 1 月14日(金) 15:00 開始(1時間ほどを予定)

申し込みURL https://www.jiima.or.jp/info/gashikoukankai2022/

お申込み締め切り日 令和4年 1月6日(木)

参加資格 JIIMA会員の皆様

※会員ではない方からのお申し込みは受け付けておりません。

加

問い合わせ

JIIMA事務局 moushikomi@jiima.or.jp ※テレワーク実施中のため、お電話での問い合わせはご遠慮ください。

株式会社日立製作所 (DX2021 グランプリ企業)

産業・社会システムの課題解決に臨む [Lumada] の真髄 鍵を握るのはオープンイノベーション による「協創」

「OT×IT」を基軸とする「Lumada」のインパクト 売上高1兆円超の事業の柱へ成長

> 株式会社メディア・パラダイム研究所 ITジャーナリスト 奥平 等

日立鉱山における機械修理・製作を源泉に、1910年に創業。1920年に日立製作所(以下:日立)として設立された同社の歴史は、すでに100年を超えている。その変遷は、まさに創造と変革の歴史でもある。

「製造業日本」の代表格として、グローバルにおいて確固たるポジショニングを築いてきた日立の原動力は、基礎研究を内包した R&Dにある。1965年には、国産初の東京大学への導入を果たした大型コンピュータ「HITAC5020」を開発。その後もコンピュータのハードウエアや半導体分野で数々の技術革新を起こすとともに、銀行オンラインシステム(1969年)、4脚動歩行ロボット(1988年)、携帯電話向けアプリケーションプロセッサ「SH-Mobile」(2001年)、指静脈認証技術(2003年)、対話型ロボット「EMIEW2」(2007年)、一人乗りの移動支援ロボット「ROPITS」(2013年)、人工知能「Hitachi Al Technology/H」(2015年)など、常にエポックメーキングな技術・製品・ソリューションを世に送り出してきた。

その強みは、システムインテグレータとしても存分と発揮され、製造業である自身の変革はもちろんのこと、社会変革においても常に時代をリードしてきた。その成果は、2015年から始まった経済産業省・東京証券取引所共催の「攻めのIT経営銘柄」においても高く評価され、常連として名を連ねるとともに、「DX銘柄」へと改定されて2年目の今年には、見事「DXグランプリ2021」に輝いている。

「攻めのIT」から「DX」へ……。同社がDXへと大きな舵を切ったターニングポイントはどこにあったのか? そこでは、どのようなブレークスルーが起こっていたのだろうか? そして同社が捉えるDXの真髄とは?! 同社におけるDX推進・加速の一翼を担ってきたITデジタル統括本部 DX戦略本部 DX推進部部長の冨田 幸宏氏に、同社のDXに関する取り組みと、その核を担う「Lumada」事業の経緯と展開について伺った。

■ DX銘柄2021

経済産業省と東京証券取引所が、中長期的な企業価値の向上や競争力の強化を目的に、我が国における企業の戦略的IT利活用の促進に向けた取組の一環として、2015年より5回に渡って共同で実施してきたプログラム「攻めのIT経営銘柄」。しかしながら、企業活動におけるDXの流れは、すでに「ベター(行うべき)」から「マスト(必須)、「手段」から「前提」へとパラダイムシフトしつつある。そこで、体系的な整理・見直しを行った上で、従来以上に「DXの実践」にフォーカスし、2020年度から新たに改定されたのが、「デジタルトランスフォーメーション銘柄(DX銘柄)」である。

選定に当たっては経営革新、収益水準・生産性の向上をもたらす積極的なIT利活用のみならず、デジタル技術を前提にビジネスモデルなどを抜本的に変革し、新たな成長・競争力強化につなげていくことに着目。政府の「Society 5.0 (**1)」の実現に向けて、2020年1月に立ち上げられた有識者による「Society 5.0時代のデジタル・ガバナンス検討会」が策定する「デジタルガバナンス・コード (**2)」との整合性も求められている。

その中で、2021年6月7日に「「DX銘柄2021」選定企業28社と「DX注目企業」20社35社と「DX注目企業2020」21社が発表された。これらの企業は、単に優れた情報システムの導入、データの利活用をするにとどまらず、デジタル技術を前提としたビジネスモデルそのものの変革および経営の変革に果敢にチャレンジし続けている。加えて、今年度は新型コロナウイルス禍に際して、デジタル技術を利活用し、優れた取組を実施した企業「デジタル×コロナ対策企業」11社も選定されている。

https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210607003/20210607003.html

※1 新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決を両立していくという政府の方針

※2 経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示する指針ならびにその達成度を測る評価基準

「社会イノベーション事業」を柱にすべくビジネスの方向性を転換 その流れの中でDXを加速させ、「Lumada」による協創に注力

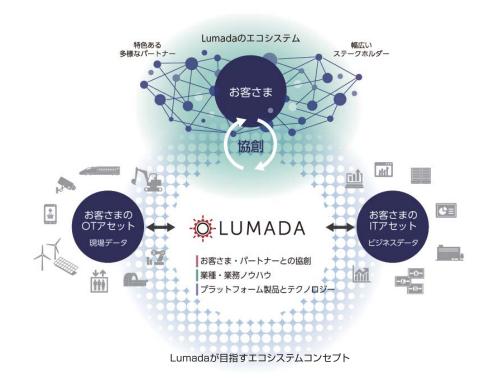
日本を代表する製造業、システムインテグレータとして、まさ に堅調な歩みを続けてきた日立だが、紆余曲折がなかったわけ ではない。特に全世界を経済不況に追い込んだリーマンショッ クがあった2008年、同年度における日立の業績は、過去にない ほどの落ち込みとなった。自動車や半導体の不振を受け、電子 デバイスや半導体製造装置、自動車向け電子製品、建設機器 などの売上が激減。不況が深刻化する中で消費行動も著しく 縮小し、家電部門にも大きな打撃を与えた。

しかし、転んでもただでは起きないところが日立の真骨頂であ る。その時点でも、システム構築事業などを含む「情報通信シ ステム」セグメントは堅調に推移。加えて自社のIT投資のスタンス を、いわゆる「守り」から「攻め」へと転換、長年培ってきたイン フラ技術と最先端のITを有機的に融合させた「社会イノベーショ ン事業 | を柱にすべく舵を切ったのである。

その結果、2010年度には、史上最高益を達成。その姿勢と 成果は外部からも高く評価され、2015年に実施された初回「攻 めのIT銘柄」では常連に。そして今年度は、「DXグランプリ 2021 を獲得するに至っている。

では、日立における「攻めのIT」から「DX」への転換は?! そ のポイントについて、コーポレート側からDXを牽引してきた冨 田幸宏氏は次のように説明する。

「ITとDXの最大の違いは、ITが業務プロセスの改善やオ ペレーションの延長線上にあるのに対して、DXはこれまで にない社会的課題への対応を目的としていることにありま す。確かに当社では"攻めのIT"を合言葉に差別化や付 加価値を創出する仕組みを構築し、競争優位基盤を築 いてきました。それは1つの大きな成果ではありましたが、 それだけではトランスフォーメーション (変革)とは言えませ ん。では、どうやって社会的イノベーションを起こすかとい う視点に立つと、それは自社や自社グループだけでは難し い。新しい接点、新しい枠組みがあってこそ、初めて新 しい市場を切り拓くことができるはずです。当社におけるそ の1つの答えであり、いまやDX戦略のコアとなっているの が、2016年からスタートした "Lumada"と呼ばれる事業で す。製造業として当社が有する強みはOT(Operational Technology:制御・運用技術)。そのOTとITを融合させ ることで、お客様をはじめ、さまざまなパートナーとの協創を 行い、新たな価値を創造していくという考え方です。この Lumadaの展開、具現化によって、当社のDXは大きく前





ITデジタル統括本部 DX戦略本部 DX推進部 部長の冨田 幸宏氏

進したということができます」(冨田氏)

なお、「Lumada」では「共創」ではなく「協創」という言葉で、多様なステークホルダーとの新たなリレーション(関係性)を表現している。そこには、より目的を明確化して「ともに力を合わせる=協同」、「同じ目的のために、力を合わせて働く=協働」といったニュアンスが含まれているように思える。これは想像だが、日立のような巨大企業では、これまでは主従関係を踏まえた垂直型のアライアンスが常であった。「Lumada」では、その垣根を取り払い、水平型のリレーションを志向しているのではないだろうか。

IoTプラットフォームから「コト起こし」のエンジンへ 社会変革を推進・加速する「Lumada」のスキーム

「Lumada」は、「Illuminate (照らす・解明する・輝かせる)」と「Data (データ)」を組み合わせた造語である。つまり、「Lumada」には顧客のデータに光をあて、輝かせることで、新たな知見を引き出し、顧客の経営課題の解決や事業の成長に貢献していく、という思いが込められている。

先に述べたように、「Lumada」の骨子は「OT×IT」の発想に起因している。そのため、当初は「IoTプラットフォーム」という位置付けだった。ところが、実際に取り組んでいくと、そのフィールドがまさに無限大であるという事実に突き当たる。また、課題解決のための手段と方法、協創のためのリレーションもまた、無限であった。それらを追求していく中でで、「Lumada」の概念は大きく拡充されていった。

日立では「Lumada」を基軸に顧客やパートナーとともに「Lumada Innovation Hub」、「Lumada Solution Hub」、「Lumada Alliance Program」の3つを提供している。

「Lumada Innovation Hub」は、顧客やパートナーをはじめ、 業界の枠を越えたステークホルダーをバーチャルとリアルの両側 面からつなぎ、知恵やアイデアを掛け合わせることで価値創出 を活性化させる協創・サービスのフラッグシップ拠点である。

2021年4月には、協創によるLumadaムーブメントを加速させるべく、東京駅直結の「Lumada Innovation Hub Tokyo」を開設。その空間デザインコンセプトはよび設計概念は「洛中洛外図」。これは、都市文化を謳歌する人々の様子を生き生きと

描いた屏風絵だが、同時にここで豊かな社会を描き、創り出していくことへの日立の意思表明でもある。先進事例の把握・交流を行う「Meet-Up Square」、ソリューションを体感する「DX Gallery」、協創ワークショップを実践する「Co-Creation Studio」、PoCを踏まえたプロトタイピング・検証を迅速化させる「Mirai Atelier」、事業の具体化・具現化を議論する「Incubation Base」などが装備され、まさに「Lumada」の協創プロセス全体を担っている。

また、「Lumada Innovation Hub」と連携して協創を推進する拠点や組織として、国内においてはSDGsやSociety 5.0の実現に向けて協創によるオープンかつグローバルなイノベーション 創生を加速するための研究開発拠点「協創の森」、AI・アナリティクス分野の中核組織「Lumada Data Science Lab.」、デジタルソリューションを体感・評価する「Lumada Competency Center」、グローバルではASEAN地域への展開を目指して「Lumada Center Southeast Asia」が設立されている。

一方、日立の最大の強みは、「Lumada」を通じて創出されたソリューションやイノベーションを自社で先駆けて実証実験できること。そこで、バリューチェーンの全体最適化に取り組む大みか事業所などが、「Lumada Innovation Hub Tokyo」とつながり、検証・実装を加速させている。

次に「Lumada Solution Hub」だが、ここには先進的なデジタルソリューションをスピーディーに提供するためのアーキテクチャーとテクノロジー、プラットフォームサービスが集積されてい



Lumadaの協創メソッド

る。最新のコンテナ技術を活用したマルチクラウド環境により、「Lumada」発の多様なソリューションの組み合わせとカスタマイズを容易にし、顧客のDXをシンプルかつスピーディー、スケーラブルに実現。また、ソリューションの早期検証から、本番環境へのスムーズな移行、グローバルな事業環境への展開まで、「Lumada」をテクノロジーの側面から支えている。さらには、あらゆるパートナー企業がここでの交流を通じて、最短距離で課題解決を実現するための基盤でもある。それだけに注目度も高く、「2019年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞 日経産業新聞賞」を受賞している。

そして、「Lumada」の原点ともいえるオープンイノベーションのコンセプトを支えているのが、「Lumada Alliance Program」である。社会価値・環境価値・経済価値およびQoLの向上に寄与するイノベーションの協創を目的としたパートナー制度で、①各社が有するDXの技術・ノウハウ・アイデア・ソリューションを共有しながら新しい価値の創出を目指す「イノベーションパートナー」、②「Lumada Solution Hub」をプラットフォームにソリューションを相互に提供・活用できる「ソリューションプロバイ

ダー」、③参加パートナーに基盤製品やクラウドサービスなどを 提供できる「テクノロジープロバイダー」という3つのカテゴリが 提供されている。この制度には2021年9月時点で、約40社が パートナーとして参加している。

実は「Lumada」にはもう1つ、イノベーションを加速させる重要な概念が盛り込まれている。日立のデザイナーと研究者が培ってきたノウハウを、「手法・ツール・空間」を含めて体系化した「NEXPERIENCE」と呼ばれる協創メソッドである。「課題発見」、「解決案創生」、「価値検証」という3つのステップで、社会イノベーションの創生や、顧客・パートナーの課題解決をナビゲートする。代表的な流れとしては、事業機会を発見し、エンドユーザーの課題を分析して、課題に立脚したサービスのアイデアを策定。さらに有望なアイデアのビジネスモデルを設計して、事業性の評価や事業価値のシミュレーションを実施する。この「NEXPERIENCE」が、「Lumada」の3つの機能に横串を刺すことで、具体性・具現性を担保できるのも、「Lumada」の大きな特色である。

Lumada事例

世界の先進工場「Lighthouse」に選出された大みか事業所100%再生可能エネルギー稼働であることをスマホ上で証明

次に「DXグランプリ2021」の選定において高く評価された大 みか事業所と、時代のトレンドともいえる脱炭素化に着目した 「Powered by Renewable Energy」の事例を紹介する。

■大みか事業所

旧日立工場の制御盤部門と旧国分工場の配電盤部門が集結 し、「世界に冠たる総合システム工場」を目指して発足した大み か事業所では、社会生活に欠かせない電力・鉄道・上下水など の社会インフラにおける安定稼働を実現する情報制御システムを提供している。同事業所では、長年にわたってモノづくりの効率化と品質向上に取り組むとともに、日立グループの構造改革「Hitachi Smart Transformation Project」の一環として、約8万枚のRFIDタグを活用して工程の見える化によりムダを排除する「RFID生産監視システム」、設計・調達工程での生産リードタイムの短縮を図る「モジュラー設計システム」を導入するなど、高効率で柔軟かつ持続性の高い多品種少量生産への取り組みを行ってきた。

そして、これらの取り組みを進化させるべく、2015年からIoTを活用し、E to E (End to End)の視点でサプライチェーンと工場の生産活動をデジタル化することで、需要の変化に即応し、かつ人員や部品といったリソースの最適配分を可能とする生産全体の最適化と品質向上の実現に取り組んでいる。

具体的には、3D CAD設計データから組立作業用のナビゲーション・データを自動生成する「組立ナビゲーションシステム」や、工程異常が生じた際の作業映像を自動的に切り出して作業改善に役立てる「作業改善支援システム」も導入。

改善結果に基づく生産実績や納期などの情報を「工場シミュレーター」に連携させ、日程計画/人員配置など生産計画の見直しもタイムリーに行えるようにした。

また、プリント基板生産ラインでも、設備からデータ収集を行い、生産計画/実績や設備の稼働状況を見える化する仕組みを構築。生産の進捗状況や設備状況、稼働実績の分析結果などをWeb画面で簡単に把握可能にすることで、素早く生産計画にフィードバックでき、タクトタイムが改善した。同時に、設備の稼働状況や使用頻度の常時監視による保守・メンテナンス時期も把握できるようになり、生産性が大きく向上した。

このように、現場のデータに着目し、データの収集・分析・



世界から評価された大みか事業所

対策の循環改善による高効率生産モデルを確立。「生産現場の 見える化」「属人化した暗黙知のモデル化・自動化」「実績フィー ドバック計画最適化」で生産ラインを全体最適し、代表製品に おいて生産リードタイムの50%短縮を実現した。

日立は、この大みか事業所において確立した高効率生産モデルをベースに、顧客やパートナー企業との協創を推進することを目的に、2017年度より、「Lumada」のソリューションとして提供し、エポックメーキングとして国内外から高く評価されている。最も象徴的なことは、WEF(世界経済フォーラム)が2018年より選定している第4次産業革命をリードする世界で最も先進的な工場「Lighthouse(灯台=指針)」に、日本企業の国内工場として初めて選ばれたことだ。世界1000社以上の工場の中でも、生産性向上のみならず、事業の持続可能性、社会・環境インパクト、人財育成・働き方といった広い観点で評価された証である。

■Powered by Renewable Energy

地球温暖化を背景に、各国政府がカーボンニュートラルを宣言し、企業・団体においても使用する電力の再生可能エネルギー100%化にコミットする協働イニシアチブ「RE100」など、さまざまな取り組みが展開されている。このような脱炭素化の動きに伴い、日立は中長期的な観点で事業を創出する「未来投資本部」において、環境価値に訴求した製品・サービスについて、いち早くシステムやコンセプトの検討を進めてきた。そのキーワードは、「成果の見える化」である。企業の環境意識の向上を、最も分かりやすく促すことができるからだ。

その一環として、日立はデジタル技術を用いて建物や設備、サービスごとに再生可能エネルギー由来の電力で稼働していることを「見える化」、「Powered by Renewable Energy」であると証明するシステムを開発。2021年2月1日から研究開発グルー



スマホから再生エネルギー使用のエビデンスを獲得

プの国分寺サイト (東京都国分寺市) 内において本システムを導入し、「協創棟」と呼ばれる建屋内のエレベーターなどや設備において、使用電力が100%再生可能エネルギーで賄われていることを証明する運用を開始した。

同システムの特徴は、スマートメーターとブロックチェーン技術が活用されていること。これにより、企業全体として再生可能エネルギーのみでの事業運営の早期実現が困難な場合でも、建物や製造ライン単位で「見える化」することが可能になった。

このように、日立は企業・産業のみならず、社会システムの DXにも積極的だ。その背景には「OT×IT」でデータドリブン な価値を提供できることと、プロダクトを包含した広範な事業 を手掛ける世界的に稀な企業であることがあげられる。同時に「Lumada」の存在も見逃せない。多くのパートナー企業との協 創でブラッシュアップしていくことができるからだ。それは「Lumada」のグローバル展開によって、さらに拍車が掛かって いくことであろう。

まとめ

DXでは多様なデータの蓄積・分析がポイントとなる それを後押しするのが、情報管理のルールと仕組み

ここまで、「Lumada」を中心に日立のDXへの取り組みについて、その進化と深化を探ってきた。すでに5年が経過した「Lumada」をエンジンとしたユースケースはすでに1,000件を超えている。また、KPIにおいても、「Lumada」事業は重要な位置付けとなっており、売上規模はすでに1兆円超。日立全体の8分の1を占めている。コロナ禍にあっても同社の事業が順調に推移している背景には、「Lumada」を核としたデジタル・環境分野に注力していることとも無縁ではないはずだ。

日立に限らず、DXを推進・加速していくためには、データの 蓄積が不可欠だ。このことは、文書を含めた情報管理の本質を も大きく変化させている。

「データドリブンな経営や管理を行うためには、データを横断的に収集・蓄積し、クロス分析による見える化を図っていくことが求められます。異なるデータをクロスさせることにより、新しい価値を見出すことにこそ、DXの意義があるからです。しかし、情報管理の観点においては、そこで1つの壁が生じます。ガバナンスをどうするかという問題です。例えば、これまで紙の文書では、マル秘とか社内秘・部内秘というように明確に区別されていましたが、データを多角的に分析・解析していくとなると、ロールと権限を見直す必要に迫られます。データサイエンティストであれば、どんなデータにもアクセスできるかというわけにはいかないからです。そ

こで鍵を握るのが、データ活用とガバナンスの乖離を解消するルールと仕組み。そのことは当社においても課題として顕在化しており、さらなるデータ活用に向けて、DX時代におけるデータ管理、情報管理のあるべき姿を追求しているところです」(前出:冨田氏)

データ管理・情報管理のルールや仕組みが整えば、自ら企業のDXへの取り組み方も変わってくるはずだ。逆説的に捉えるならば、データ活用を前進させる情報管理の仕組みにこそ、DXの源泉があるのかもしれない。

株式会社 日立製作所 Profile

本 社: 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 代表執行役 執行役社長兼COO: 小島 啓二

設 立:1920年(大正9年)2月1日/

創業:1910年(明治43年)

資本 金:4,607億9,000万円(2021年3月末現在) 従業員数:350,864名(連結2021年3月末現在) 売上高:1兆6,782億2,300万円(2021年3月期)

連結売上収益: 8兆7,291億9,600万円

(2021年3月期)

事業内容:総合電機メーカー

奥平 等(おくだいら ひとし)-

1958年東京都生まれ。株式会社メディア・パラダイム研究所代表取締役。「DP(情報処理)からIT(情報技術)へのパラダイムシフト」と言われた時代から、業界ならびに 技術の進化に関する取材を開始。基幹システム、ITインフラ、ネットワーク、BI、教育情報化などをテーマに執筆活動を展開。また、取材活動を通じて蓄積したユーザー目線の スタンスで、IT企業におけるB to Bマーケティングのプランニングに携わっている。



デジタル・ネット時代に追いつくための2021年著作権法改正

放送番組のインターネット同時配信等に係る 権利処理の円滑化

国際大学グローバルコミュニケーションセンター(GLOCOM) 客員教授 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

前回の連載では、2021年著作権法改正の2本柱の1本目の 「図書館関係の権利制限規定の見直し」について解説しました。 本連載から2本目の「放送番組のインターネット同時配信等に係 る権利処理の円滑化 | について解説します。

図1のとおり、英国のBBCは2006年から、フランステレビ ジョンは2011年から同時配信を開始しています。改正法の施行 は2022年からなので、NHKは英仏の公共放送局に10年以上も 遅れたわけです。

BBCが同時配信を開始した2006年に日本でも導入を検討す る動きはありました。以下、少し長くなりますが、拙著『著作権 法がソーシャルメディアを殺す』(PHP新書)*2から引用します。



なぜインターネットでテレビ放送が 見られないのか

(中略) 2006年1月、総務大臣だった竹中平蔵氏(現・ 慶應義塾大学教授)は、私的懇談会「通信・放送の在り 方に関する懇談会」(以下、「竹中懇」、座長松原聡東 洋大学教授)を発足させた。

構想を発表した05年12月の記者会見で、竹中氏は、「国 民から見ると放送と通信というのはシームレスである」「な ぜ、インターネットでテレビの生放送が観られないのかと思っ ている人も多いと思う」とコメントし、こうした疑問について 国民に納得してもらえるような議論をしたいと述べている。

【参考7】諸外国の放送事業者によるネット同時配信等の状況

- 米国や欧州では、既に放送事業者やインターネット事業者が、同時配信+見逃し配信を提供
- ・ 米国では、ケーブルテレビ加入者向けに4大ネットワークなどの同時配信+見逃し配信を提供。2015年から多チャンネルの同時配信を 有料で提供するインターネット事業者が出現し、2016年にAT&T(DirecTV Now)、2017年にはGoogle (YouTube) が参入。
- ・ 英国では、BBCや民放が2006年から無料で同時配信+見逃し配信を提供し、2017年には新しく会社を立ち上げて有料動画配信 サービスの提供を開始。フランスにおいても、フランス・テレビジョンや民放が2011年から同時配信 + 見逃し配信のサービスを提供するとと もに、束ねるサービスを提供する事業者も現れている。

米国



- 2013年から地上4大ネットワーク(NBC,CBS,ABC,FOX)が順次ケーブル 加入者向けに同時配信+見逃し配信を提供
- 2015年から多チャンネルの同時配信を有料で提供するサービスが登場。 ※Dish(Sling TV 2015年開始)、AT&T(DirecTV Now 2016年開始、2019年AT&T TVに改称) Google (YouTube TV 2017年開始)、Hulu (Hulu Live TV 2017年開始)

【YouTubeTVの画面イメージ】



英国



- 2006年からBBCや民間地上放送(Channel 4、ITV)が、順次無料で 同時配信+見逃し配信を提供
 - ※BBC(iPlayer 2007年開始)、Channel 4(All4 2006年開始)、ITV(ITV Hub 2007年開始)
- BBCとITVは、共同で会社を設立し、有料動画配信サービス「BritBox」を 提供。(2017年に米国内で、2018年にカナダで、2019年に英国でサービ

【iPlayerの画面イメージ】



フランス



- 2011年からフランス・テレビジョンや民間地上放送(TF1、M6)が、順次無料 で同時配信+見逃し配信を提供
 - ※フランス・テレビジョン(France tv info 2011年開始)、TF1(MYTF1 2011年開始)、
- 2020年10月から、フランス・テレビジョンや民間地上放送(TF1、M6)が共同 で動画配信プラットフォーム「Salto」を開始。

【MYTF1の画面イメージ】

図1 諸外国の放送事業者によるネット同時配信等の状況 出典:著作権法の一部を改正する法律 御説明資料(条文入り)*

2006年2月には、知財本部が「著作権問題がコンテン ツ流通のネックになっている」として、IP(インターネット・プ ロトコル) マルチキャスト放送の積極的活用などを柱に現行 著作権法の見直しを求める提言をまとめた。

IPマルチキャスト放送 (IP放送) は、光ファイバーを通じ て契約加入者に番組を配信するサービスである。

(中略) IP放送は放送局から中継局までは常時番組が送 信されているので、この間は放送と一緒である。しかし、 中継局から受信者宅までは、受信者の求めに応じて配信 されるインターネット配信。つまり、放送とインターネットを折 衷した送信形態を採る放送である。番組を電波ではなく有 線で送信する点では、ケーブルテレビ (ケーブルTV)とあ まり変わりがないが、IP放送では視聴者が通信回線で中 継局までアクセスする必要がある点に相違がある。

ネット配信の恩恵に与れない 日本の構造的問題

半年間で14回の会合をもった竹中墾は2006年6月6日、 「通信・放送の在り方に関する報告書を発表した。報告 書は「IPマルチキャストの著作権法上の扱い」については、 総論的に以下のように記している。

放送の法体系上、IP放送は放送の一種であるにもか かわらず、著作権法上通信と解釈され、権利処理の際 に不利に扱われている。したがって、政府は、IP放送 が著作権法上も放送として扱われるよう、速やかに対応 すべきである。また、現行の著作権法には、実態にそぐ わない規定が散見されることから、放送・有線放送区分 を統合し、伝送路の多様化に対応した包括的な規定と する等、利用者利便や技術革新に的確に対応した抜本 改正を行うべきである。

ところが、具体的な「地上波デジタル放送のIPマルチ キャストによる再送信」の話になると、次のようにトーンダウン する。

(中略) 本来この問題は事業者の側で判断すべき事柄 であり、行政の側がその判断に積極的に関与することは 適当ではない。したがって、行政は、基本的には難視 聴地域への地上波放送の到達のための補完手段として のIP放送は推進すべきであるが、それを超える部分につ いては、各放送事業者が自らの判断により、関係者との

協議を踏まえて決定すべきである。例えばキー局の番組 を再送信した場合の地方局の経営への影響等、現実に はさまざまな問題が生じ得るので、それへの配慮は必要 である。

(中略)後段の「キー局の番組を再送信した場合の地 方局の経営への影響」とは、具体的には、民放の地方局 に県単位で免許を与える県域免許制度の問題である。全 国で122局ある民放地方局は、在京キー局の系列に入り、 キー局の番組を、自ら獲得したローカルスポンサーの広告 をつけて放送している。

番組を分けてもらう地方局は、本来、キー局に使用料を 払うべきだが、実際にはキー局が番組を放送してもらう見 返りに、キー局が地方局にネットワーク料を支払っている。 つまり、地方局はコストをかけて自主番組を制作するより、 キー局の番組を流す方が経営的に楽なのである。そのた め、自主番組はわずか1割強にすぎない。

県域免許制はもともと、地域発の情報を確保するため にあるのだが、現実には、地域の情報を発信する努力を 怠っている。しかも、県域免許制度に守られて、これまで 経営破綻した地方局はなかった。

アメリカの「ブロードキャスティング・アンド・ケーブル」と いう雑誌を読んでいると、「放送局売ります、買います」の 広告を目にすることがある。アメリカの放送業界では業界再 編は日常茶飯事だが、日本の放送業界では、この言葉は 死語になっている。最後の「護送船団業界」とよばれる所 以である。

こうした状況下で、キー局が番組をインターネットで配信 し、だれでも視聴できるようになれば、住民は地元放送局 の番組を視聴しなくなるおそれが出てくる。視聴者の減少 は広告料収入の減少につながり、地方局の経営を圧迫す るという懸念である。

県域免許制度にしがみつく地方局を守るためにネット配 信が滞り、利用者がその恩恵に与れないのというのは、な んともおかしな話である。

竹中氏は、利用者のこうした素朴な疑問に応えようとし たわけだが、小泉純一郎元首相の懐刀として要職を歴任 し、総務大臣として郵政民営化を実現した同氏の凄腕を もってしても、テレビ番組のネット配信問題は腰砕けに終 わった。ジャーナリストの臺宏士氏は、次のように指摘して いる。

竹中総務相のブレーンとして、通信・放送政策を支えた 経済産業省出身の岸博幸政務秘書官は、自分のブログに 「通信・放送問題の検討を始めて以来、常に感じるのは 事業者の皆さんの過剰な拒否反応だ。非常に防衛的な感 じを全面に出しているように見受けられる」と書いた(「世界」 2006年8月号、岩波書店)。

既得権を死守しようとする業界の抵抗で、改革がいかに 難しいかを象徴する事例といえる。



いつまで護送船団方式を続けるのか?

業界再編を死語にしている放送の護送船団業界ぶりが浮き彫りになるのは、業界誌で「放送局売ります、買います」の広告を目にするアメリカの放送業界との対比からだけではありません。同じく地方を商圏とする国内の地銀は、1989年の68行から41行へと30年間で40%減少しましたが(池原富貴夫「地銀103行の60パーセントが減益に! 危ない地銀はここだ・金融庁『大再編』へ」、THEMIS 2020年2月号)、地方局は122局のままです。この異常ぶりについては識者からも批判が絶えません。

ニューメディアの吉井勇編集長は、「特集 いつまでグダグダ する!? NHK"常時同時配信"の本質はここだ!」(ニューメディア、2017年12月号)で以下のように指摘します。

いつまでドアをノックし続けるのだろうか。英国にしても米 国にしてもドアの前で悩むのではなく、そのドアから入り具 体的な問題にぶつかり、新たなビジネスモデルを磨き上げ ている。転じて日本の状況を一言で言えば、「いつまで放 送業界は 鎖国を続けるのか」だ。

A.T.カーニーの吉川尚宏パートナーは、「いつまで護送船団方式を続けるのか、放送のネット同時配信」(日経ニューメディア、2017年10月2日)で、「9月30日に開催された総務省の『放送を巡る諸課題に関する検討会』でNHKのネット同時配信に関して、サービス開始時の基本的な考え方を提示した」として、「2020年の東京オリンピック・パラリンピックを常時同時配信により伝えることができるよう2019年度にサービスを開始する、など8つの方針を示した」と紹介。

日本民間放送連盟の慎重な議論が必要であるとの指摘を紹介した後、「NHKは決してドミナントな存在ではない」点を数字で示しながら、以下のように続けます。

スケジュール優先は本当なのだろうか。既に英国では BBCがインターネットサービスであるiPlayerを 2007年12月に リリースしており、フランス、ドイツ、イタリア、韓国の各公 共放送局でもネット配信を既に実現している。2020年の東 京オリンピック・パラリンピックという節目を前にサービスを提 供することはスケジュール優先とはいえないであろう。

民放連によるNHK批判はおそらくキー局の声ではなく、 地方ローカル局の声を代弁したものであろう。しかし、かつ ての金融行政とその末路をみるまでもなく、護送船団方式 ではイノベーションは産まれない。ましてや消費者にメリット のあるネット同時配信をわざわざ遅らせようという主張を、 国民の資産である電波を割り当てられた放送事業者がな すのは如何なものか。

フランスは図1のとおり2011年、ドイツ、イタリアは2007年**、 韓国は2000年**3にそれぞれ公共放送局によるインターネット配信が実現しています。



NHKも利用者よりとはいえない

高速で走れない小型船 (地方局) に合わせるため、速度を制限された (足を引っ張られた) NHKに同情したくなりますが、そのNHKも同じ穴のムジナの誹りを免れません。ネット同時配信ではありませんが、ネットを通じてテレビ番組を見やすくするサービスを開発したベンチャー企業を、民放と結託して著作権侵害で訴え、つぶした過去があるからです。

ネット配信にブレーキをかけたこの訴訟について、拙著『著作権法がソーシャルメディアを殺す』*4でも米国の類似判決と対比しながら紹介しましたが、池田信夫氏の解説「『オンデマンド』に進化するテレビを訴訟で妨害するテレビ局」(ニューズウィーク日本版、2010年12月16日)*5がネットでも公開されているので紹介します。

最高裁は14日、「まねきTV」をめぐる訴訟の口頭弁論を 開いた。この訴訟は、テレビ局がまねきTVのサービスを行 う永野商店を被告として起こしたもので、一審と二審ではテ レビ局側が敗訴したが、最高裁が口頭弁論を開くのは二 審判決を変更する場合が多いので、逆転勝訴の可能性が 強まってきた。この小さな事件は、今後のネット配信の動向

https://www.newsweekjapan.jp/column/ikeda/2010/12/post-266.php

を左右する可能性がある。

まねきTVは、ソニーの「ロケーションフリー」(ロケフリ)を永野商店のオフィスに置き、インターネットで番組を配信する有料サービスだ。ユーザーは海外駐在員が多く、海外で見られない日本の番組をインターネット経由で見るためなどに使われている。ところがNHKと民放キー局5社は2006年、これが「放送番組の再送信サービスで著作権法違反だ」として差し止めの仮処分を求める訴訟を東京地裁に起こした。

一審、二審とも原告が敗訴して仮処分申請は棄却されたが、テレビ局はサービス差し止めを求める本訴訟を起こし、これも一審、二審ともに敗訴して上告していた。最高裁でテレビ局側が勝訴すると、同様のオンデマンド配信サービスはすべて違法という判例が確立する可能性が強い。

そもそもわからないのは、このサービスで誰が被害を受けるのかということだ。まねきTVは不特定多数に対して放送するわけではなく、ユーザーが自分の機材で自分で選んだ番組を見るだけなので、家庭のDVDレコーダーで見るのと同じだ。ところがテレビ局側は、まねきTVがテレビ局の「送信可能化権」を侵害すると主張している。(彼らは今まで、あらゆるオンデマンド配信を警察に通報したり訴訟を起こしたりしているが、敗訴したのはこの事件だけだ。)

(中略)まねきTVのようなユーザー数百人の零細なサービスに、NHKと民放が弁護団を組んで執念深く訴訟を繰り返し、敗訴しても最高裁まで争うのは、世界にも例をみない異常な行動である。その理由は、これがインターネットでテレビ番組を再送信するIP再送信の「蟻の一穴」になることを恐れているからだ。

地上デジタル放送は著作権法でIP再送信が禁止され、例外的に放送局の放送区域内で同じ放送を再送信することだけが認められている。これは放送がインターネットで全国に流れると、地方民放の視聴者が減るからだ。まねきTVのようなサービスが認められると、サーバを介して県境を超えて再送信できるようになり、経営の苦しい地方民放の経営がさらに苦しくなることをテレビ局は恐れているのだ。

しかし2004年にこの種の訴訟が最初に起こされてから、世界のテレビは大きく変わった。同時に不特定多数に「放送」する時代は終わって、必要なときにオンデマンドで見る方向になり、インターネットと融合したサービスに進化しているのだ。

(中略)ところが日本では、遅ればせながらNHKが有料サービス「NHKオンデマンド」を開始したが、そのアクセスは月間40万回。無料で見られるBBCのiPlayerが月間1500万回再生され、欧州一の人気サイトになっているのとは比較にならない。インターネット放送も、地デジの再送信ができないため振るわない。自分の受信した番組を自分で見ることまで禁止されるとなれば、日本のオンデマンド配信は大きく立ち遅れるだろう。

もう役割を終えた地方民放を守るために、全テレビ局が団結して新しいビジネスを妨害するこの訴訟は、古い業者の既得権を守ってイノベーションをつぶす日本の象徴だ。NHKは、公共放送として恥ずかしくないのか。こういう悪質な業者を放置したまま、政府が「光の道」などのインフラ整備ばかりやってもコンテンツは流通せず、日本の情報通信の遅れは取り戻せない。

前述したとおり吉川氏は、「消費者にメリットのあるネット同時配信をわざわざ遅らせようという主張を、国民の資産である電波を割り当てられた放送事業者がなすのは如何なものか」と批判します。NHKもまねきTV訴訟で、国民がテレビ番組を見やすくするサービスを葬り去ったわけですが、NHKの場合、民放のように自ら稼いだ広告料ではなく、国民から徴収した視聴料を使っているだけに民放以上に罪深いといえます。



15年遅れで実現した同時配信

池田氏の予想どおり、日本のオンデマンド配信は大幅に遅れました。東京オリンピック・パラリンピックという追い風も味方してようやく実現した同時配信に至るまでの法改正の動きを表1にまとめました。

2006年の著作権法改正、2007年の放送法改正は上記、竹中懇報告書を受けての改正、2019年の放送法改正は上記、日経ニューメディア記事で紹介した総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」が2018年9月にまとめた報告書にもとづく改正です。この改正によって同時配信ができるようになったNHKは2019年10月、実施基準案を総務省に認可申請しましたが、翌11月、総務省は文書で申請案の再検討を要請しました。

この要請について、沢木啓三「NHK『常時同時配信』見直しの裏側」(前衛、2020年1月号)は以下のように批判します。

2019年の通常国会で、放送法改正が成立した。これは NHKが常時同時配信を行うために必要な法改正で、

衣 番組1 ノンーイット配信 関連法以上の推修						
	著作権法	放送法				
2006年	IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信が可能に					
2007年		NHKが放送した番組アーカイブの有料でのインターネット配信が可能に				
2009年	裁定制度(著作権者が所在不明の場合に文化庁長官の裁定を 受けて利用できるようにする制度)は著作権者だけが対象だった が、実演家(俳優)が所在不明の場合も裁定制度を利用可能 に					
2014年		NHKのインターネット活用業務について、恒常的な業務としてすでに認められているNHKオンデマンド、NHKオンラインのほかラジオ・テレビ国際放送のインターネット同時配信、ラジオ番組のインターネット配信(らじる★らじる)などにも拡大				
2019年		NHKのインターネット活用業務をテレビ番組の常時同時配信にも 拡大				
2021年	放送番組のインターネット同時配信について、放送と同様の円滑 な権利処理を実現					

表1 番組インターネット配信関連法改正の推移

NHK にとっては一段悲願だったわけだが、これを総務省も認めて改正法案を国会に提出し、成立させたわけだ。つまり、メーンである法改正を推進しながら、その法改正に基づく実施基準案という下部構造に対して事実上出し直しを迫るというのは、NHKにとって、はしごを外されたも同然だろう。「総務省のちゃぶ台返し」と評した新聞記事もあった。

この後、年末にかけて来年度予算の策定に入り、ネット関連業務にどのくらい予算がかけられるかが最大の焦点になるはずの時期に認可が下りないと、「NHKとしては極めて混乱した状態となるかもしれない」として、以下のように続けます。

それを承知の上で今回のような実施基準案見直しを NHKに求めたのだとしたら、総務省は確信犯的にNHKを 窮地に追い詰めたことになる。

さらに、もし実施基準案が総務省に認可されなければ、 来年度のインターネット関連業務の拡大は先送りとなり、 2020年東京オリンピックのネット同時配信も限定的なものとな らざるを得ない。それはNHKの将来的な経営計画にも重 大な影響を及ぼすことになる。そういう意味でも、今回の総 務省の態度はNHKにとって非常に深刻なものに違いない。

2020年度予算を人質に取られたNHKは、ネット業務の拡大 について、申請案では最大受信料収入の3.8%まで拡大すること としていた2020年度の費用を2.5%以内におさえる、同時配信 は効果を検証しながら段階実施する、など注文を受け入れた改 革案を年末に提出、翌2020年1月に総務省の認可を得ました。

こうして、「放送を巡る諸課題に関する検討会」が2015年11月 に検討開始してから4年経過して、NHKが当初要望した常時 ではなく、常時でない同時配信がようやく実現しました。

効果を検証しながらの段階実施について、NHKは毎年度発表する「インターネット活用業務実施基準」(以下、「実施基準」)で、2019年度内の試験実施時は1日17時間、2020年度は18時間、2021年度は19時間と小刻みに時間を増やしてきましたが、まだ常時同時配信は実現していません。ただし、NHKは実施基準でこのサービスを「常時同時配信とみなす」として、NHKプラスという名称のこのサービスを常時同時配信と呼んでいます**6。

表1の説明に戻ると、最後の2021年著作権法改正では、同時配信のネックとなっていた放送とインターネット配信の権利処理の違いを解消しました。この改正について次回連載で解説します。



% 6 https://www.nhk.or.jp/pr/keiei/internet/pdf/net_004.pdf

注:同時配信とは直接関係ないが、放送法は2010年にもデジタル化の進展に対応するため、通信・放送を融合した通信・放送法体系を見直す大改正が行われた。



電子取引ソフト 法的要件認証制度とは?



はじめに

JIIMAでは電子取引の取引情報を取り扱う電子取引システム等を安心して利用していただくために、「電子取引ソフト法的要件認証制度」を立ち上げました。

この「電子取引ソフト法的要件認証制度」とは、国税関係書類をコンピュータで作成し電子的にやり取りする場合の当該取引情報の保存を行う市販ソフトウェア及びソフトウェアサービスが、電子帳簿保存法第10条の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満足していると判断したものを認証するものです。

目的

電子取引の取引情報を保存する電子帳簿保存法対応ソフトウェアの機能仕様をチェックし、JIIMAが法的要件を満足していると判断したものを認証します。これにより、そのソフトウェアを導入する企業は、電子帳簿保存法及びその他の税法が要求している要件を個々にチェックする必要がなく、安心して導入することができます。



国税庁のHPで リスト掲載!



認証制度について

ソフトウェアの認証に当たっては、そのソフトウェアのマニュアル、取扱説明書などで公開されている機能をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認したうえで認証審査委員会で審議し、認証を行います。また、認証した製品の一覧は、JIIMAのホームページで公表するとともに、国税庁に対して認証製品リスト等を提出します。

認証マークについて

電子帳簿保存法の法的要件を 満足しているとして認証した製品 には、右図のようなロゴ(例)の 表示を認めています。



認証をとった企業には JIIMA ロゴをあげましょう。







令和3年改正法令基準

免責事項

本認証制度は、あくまで認証基準に基づき、電子取引ソフト製品が電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則、通達等、及びその他の税法に定められた機能を有することを、製品のマニュアル等のみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではありません。

株式会社ハイパーギア

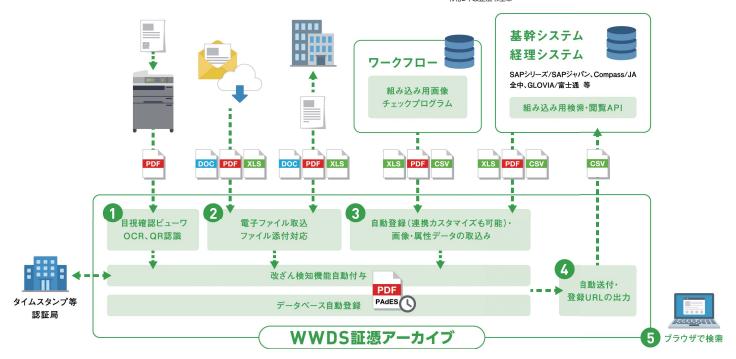
電子帳簿保存法対応に必要な全ての機能を搭載したオールイン・ワンパッケージ

WWDS証憑アーカイブ





條件器 ※令和3年改正認証申請中



WWDS証憑アーカイブは、様々な方法での文書情報の取り込みやスキャンデータの目視確認専用ビューワ、タイムスタンプの付与および一括検証、文書検索機能を搭載し、平成17年(2005年)から電子帳簿保存法の対応・導入・運用の経験をもとに開発した、国税関係書類のオールインワン・文書アーカイブシステムです。

製品特長

■JIIMA電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証製品(第1号) JIIMA電帳法電子取引ソフト法的要件認証制度(第4号)

電子帳簿保存法の要件を満たしていることを公正な第三者機関に認証を受けた法令適合性が高い製品です。

■国税関係書類を一括管理

発行書類の電子保存、スキャナ保存、電子取引保存に対応しており、すべての国税関係書類を保存します。

■ノーベンダーロック

電子ファイルや属性情報は、システム管理者がエクスポート可能。バックアップ、他のシステムへの移行をユーザー自身で行えま す。他システムからのデータ取り込みも容易です。

■法的要件・システム要件に関するコンサルティング

経験豊富なコンサルタントが、法要件やシステム設計、導入運用をサポート。 スキャン作業の効率化や将来の拡張性を考慮した提案を行います。



株式会社ハイパーギア

〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町21番地 市谷山上ビル3F TEL 03-5225-7531 FAX 03-5225-6512

機能紹介

令和4年1月からの法改正に伴い、電子取引にあたる文書の書面に代えての保存が認められなくなります。本システムではタイムスタンプの自動付与と一括検証機能を備えており、電子取引の法要件の一つである「電磁的記録の改ざん防止措置」に対応しています。

また、必須記録項目である取引先、取引年月日、取引金額を証憑と併せて登録できるデータベースを有しておりますので、もう一つの法要件である「検索機能」で求められる組み合わせ検索や範囲検索も可能です。

FUNCTION 1 電子取引



■原本ファイル保存機能

発行書類の電子保存や電子取引に関する法的要件をクリアするためには、ワードやエクセルの真正性確保に加え、セキュリティおよびタイムスタンプが付与されたPDFへ対応する必要があります。WWDS証憑アーカイブでは、証憑PDFに各種ファイルを添付したうえで、改ざん検知ができるファイル添付機能を実装しています。

スキャナ保存で要求される目視確認についても専用のビューアで文書の解像度・階調のチェックができます。 さらに同製品に含まれるオールインワンPDF自動処理サーバ「HGPscanServPlus」で、さまざまなメーカーのスキャナや 複合機と連携し、電子文書の情報をOCR、QRコード、バーコードで読み取り、目視確認をするだけで、国税関係書類 の記録項目の登録、ファイル名の付与などが自動化でき、文書の処理を効率的に運用することができます。

FUNCTION 2 スキャナ保存



■証憑の自動電子化機能、ファイルリネームを自動化

伝票に付与されているQRやバーコードを読み取り、リネームやフォルダ生成を自動で行います。

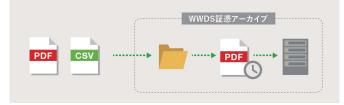
■OCRで必要項目をデータ化

表の枠線を自動認識。スキャンのズレや傾きがあっても、高精度なOCR処理を実現します。

■効率的な目視確認ツール搭載

解像度や階調の確認、検索属性の確認と修正、入力者情報の 取得、画像チェック機能も提供しています。

FUNCTION 3 経理システム・ワークフロー連携



■ファイル自動取込

フォルダにファイルおよび検索属性を格納するだけで、タイムスタ ンプを付与して自動アーカイブします。

FUNCTION 4 他システム連携



■検索表示API

URLを記述するだけで、証憑検索と表示が可能。

FUNCTION 5 Webブラウザで属性検索・一括検証機能

■-括検証

データベースに登録した証憑ファイルは、日付や金額、取引先など主要な項目での属性検索ができ、改ざん、スキャン解像度・階調の一括検証ができます。

一括検証結果は、画面確認だけでなく、CSVファイルとして出力可能です。

WWDS 証憑アーカイブ 製品ページはこちら

https://www.hypergear.com/products/316/



国立公文書館の課題と展望 一令和3年に開館50周年を迎えて そしてその先の未来へ一

国立公文書館長 鎌田 薫

着任のご挨拶

令和3年4月1日付けで独立行政法人国立公文書館長を拝命いたしました、鎌田 薫でございます。就任から半年以上経ちましたが、「国民共有の知的資源」である歴史公文書等を適切に管理し、幅広く利用していただくという重責を担うことに、日々身の引き締まる思いがしています。

私は40年以上にわたり大学で法律学を研究し、公文書を利用する立場にありました。研究者にとって、当館の役割は一定の認知を得ていると思われますが、多くの国民の皆様にも、当館の役割をもっと広く知ってもらい、より一層利活用していただきたいと考えております。

平成23年に施行された「公文書等の管理に関する法律」では、公文書の適切な作成・保存だけでなく、利用を通じて、行政の適正かつ効率的な運営につなげるとともに、現在及び将来の国民に対する説明責任が全うされるようにすることを定めています。この一翼を担うべく、近年当館では、公文書の受入れや適切な保存に加え、展示会やデジタルアーカイブの取組の充実等を通じて、当館の業務の周知や、所蔵資料の利用をさらに促進することに力を入れています。

国立公文書館開館50周年記念事業等について

令和3年は、国立公文書館開館50周年、アジア歴史資料センター開設20周年、公文書管理法施行10周年という、節目の年となりました。当館では、この機会をとらえて、公文書の保存や利用の意義、その重要性などについて、改めて広く一般の方々に知っていただくための取組を行いました。

まず、開館50周年にあたり、公文書館やアーカイブズにあまり馴染みのない方にも、当館に興味・関心を持っていただけるよう、キャッチコピー「記録を守る、未来に活かす。」(Archives: Evidence from the Past. Beacon for the Future)をつくりま

した。ここには、特定歴史公文書等の永久保存という当館の義務とともに、利用者に、過去の経験・歴史を踏まえることでより良い未来を切り拓くため、所蔵資料を積極的に活用して欲しいという思いが表現されています。

次に、開館の日である7月1日には、開館50周年記念式典を 開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会 場への招待者を少人数に抑えつつ、オンラインにてその様子を 配信しました。

第1部では、井上信治内閣府特命担当大臣(当時)、世界に 誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟 の上川陽子会長からご祝辞をいただき、福田康夫元内閣総理 大臣に記念講演を行っていただきました。また、国際公文書館 会議(ICA)のデービッド・フリッカー会長からもビデオレターに よるご祝辞をお寄せいただきました。

また、第2部では、「国立公文書館が果たしてきた役割・新館への期待」をテーマに、公文書管理委員会委員長の小幡純子氏、読売新聞東京本社常務取締役総務局長・関連会社担当の田中隆之氏、東京大学名誉教授の御厨貴氏と、多彩な登壇者によるパネルディスカッションを行い、活発な議論が交わされました。



式典パネルディスカッションの様子

本式典を主催して、当館の機能が国民に対する説明責任を果たす上で重要な意義を持つことを改めて認識し、これからもこの国の形を浮かび上がらせていくことに寄与していきたいとの思いを強くしました。式典の中では、50周年を記念して制作した、当館のこれまでの歩みを振り返る記念映像も上映されました。現在、この記念映像と記念式典の中継映像を、ともに国立公文書館YouTubeチャンネル**にて公開しています。

今後の課題と展望

最後に、当館の今後の課題と展望につき3点、述べたいと思います。

1点目は、人材の育成です。当館では、全国のアーカイブズの中核的な役割を担う存在として、それを果たす専門人材について質・量ともに充実させていくことに注力しているところです。令和2年度に、アーキビストの職務基準書に基づき、高度な知識・技能、実務経験及び調査研究能力を備えた専門家を認証するアーキビスト認証を創設しました。公文書の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする、高い倫理性と誇りを持った専門職を確立していくことが目標です。

令和3年1月には、第1回の認証を経て、190名の認証アーキ ビストが誕生しました。今年度、第2回の申請を受け付けまし たが、令和4年1月に、その結果を公表できる予定です。こう した取組の積極的な全国への展開によって、アーキビストの社 会的認知度を高めるとともに、国の機関や自治体等における採 用・配置や処遇改善に反映させることを期待しています。

今後、認証アーキビストをアーカイブズの中核的な存在として 社会に定着させ、認証アーキビスト自身がプロフェッションとし ての誇りをもってその仕事を務め、更に向上心を高めていくこと ができるよう、当館としてもサポートしていきたいと思います。

2点目は、デジタル化への対応です。所蔵資料をデジタル化すれば、利用者が職場、自宅等でもそれらを閲覧することが可能となります。当館では、令和2年度末現在、所蔵資料約156万冊のうち利用頻度の高いものを中心に約35万冊(22%)の資料をデジタルアーカイブで公開しています。今後も資料のデジタル化を進め、デジタルアーカイブによるサービスの充実を目指します。

また、電子的に作成された公文書の移管は、平成23年度から開始されました。当館では、「電子公文書等の移管・保存・



デジタルアーカイブトップページ

利用システム」を適切に運用することにより、電子公文書の保存や利用等の業務を確実に実施しています。令和3年9月にデジタル庁が発足し、今後行政機関の情報基盤システムが総合的に整備されることもあり、電子公文書の受入れのさらなる増加が見込まれます。当館は、多様かつ大量の電子公文書を適切に受入れ、保存し、利用に供することができるよう、現行業務の見直しや長期保存に関する調査検討を進め、システム更新に取り組んでいます。

3点目は、新館建設に向けての準備です。当館の機能をさらに拡大・充実させ、世界に誇る国民本位の公文書館に発展させることを目指して、国会前庭に新館を建設する計画が進められています。現在、内閣府に「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」が設けられ、新館における展示・運営の在り方について、デジタル技術とともに、国民の視点も取り入れながら、具体的かつ実務的な調査検討が進められているところです。当館としても、新たな国立公文書館がそれにふさわしいサービスを提供していけるよう、公文書の移管を一層促進し、幅広い年齢層に訴える展示方法などを検討していきたいと思います。

今後とも、国立公文書館及び公文書管理制度の発展に貢献できるよう尽力する所存ですので、よろしくご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

^{※ 1} https://www.youtube.com/c/国立公文書館JPNatArchives

県民の文化発展をめざす歴史資料の整備 ——愛知県公文書館



愛知県公文書館は愛知県庁、名古屋市役所など行政機関が集中する名古屋市中区の官庁街にある愛知県自治センター内に設置されている。ここ一帯を含め、名古屋城の三之丸内の敷地は明治の初め、県から陸軍省に引き渡され、名古屋鎮臺が置かれていたという。徳川家康の築城決定から400年以上の時を刻んでいる名古屋城、現在城郭として国宝第一号である天守閣の木造復元を進めている。この3月には疫病退散と復興のため16年ぶりに名古屋の守り神"金シャチ"が地上に降り公開された。天守閣のリニューアルが完了するのはまだ先のようである。

さて、今回は今年で開館35年を迎えた当館を訪れ、 ご多忙のなか山内秀樹課長補佐と新美里美主査にお話を 伺った。 (取材日:2021年10月29日)

JIIMA 広報委員会 委員 集井 勉認証アーキビスト 長井 勉

――全国都道府県レベルで13番目の開館です。まずは開館までの経緯をお願いします。

1979 (昭和54) 年、当時名古屋大学の塩澤君夫先生(「愛知県の歴史資料保存をすすめる会」代表)が「公文書保存について」を県及び県議会に要望しました。その後同会から県議会に「公文書保存体制確立について」という請願が出され、全会一致で採択されました。それを受けて1980年3月に総務部文書課(当時)に「公文書館問題研究班」を設置し、10月に調査報告書を作成しました。翌年「歴史的資料としての公文書の保存制度の試行的発足に伴う保管文書等の取扱いについて」依命通達を発出し、「県立公文書館構想懇談会」を設置しました。1982年に県民有識者参加のもとに「県立公文書館運営問題検討会議」が発足し、翌年、知事に意見書を提出しました。

――このあたりから公文書館設置に向けた具体的な動きが進みます。

塩澤先生のお力添えをいただき、また2001 (平成13) 年4月の情報公開法の施行前でしたが、当時の鈴木礼治県知事も前向きでした。国立公文書館、埼玉県、東京都など既設の公文書館を視察見学しました。塩澤先生は文書館法の制定の勧告に関わった方で、名古屋大学ではアーキビスト養成のために総合資料学研究科を博士課程に作ることをめざされていました。

――そして1986 (昭和61) 年に自治センターが竣工しました。 タイミングもよかったですね。

公文書館の所在地については県庁に近いことが理由でここに 決まったようです。7月1日に開館しました。

――その後、県史編さん事業が開始されました。

1990 (平成2) 年に県史資料編さんに関する検討会が設置され、編さん事業が開始されたのは1994年の4月です。

それから26年間にわたって収集活動などを行い2020 (令和2)年に『愛知県史』全58巻を刊行しました。

公文書館は組織上では知事部局の所属ですね。

今は総務局総務部法務文書課所管となっています。館長が 法務文書課長を兼務し、副館長が同課担当課長兼務となって います。公文書館グループは課長補佐を含めて21名で活動して います。また『公文書館だより』を1997 (平成9)年に創刊し、 今年で25号を発刊しました。

――ところで話は戻りますが、公文書館で運用が開始されるに 伴い公文書の保存など仕組みも変わってきますね。

それまでは永年保存文書以外は保存期間が満了すると廃棄 の対象とされていました。廃棄文書の中から歴史的に価値ある



所蔵資料は、ラベルをつけファイリングされている。

公文書を選別する体制を確立することをめざし、試行段階を経 て、開館時には17項目の選別基準を設定しました。今では22項 目の歴史的価値ある文書の選別基準を設け、さらに細目別に運 用しています。

-保存期間の種類と公文書館への移管は。

文書の種類によって1年未満、1年、3年、5年、10年、30 年の保存期間が設定されています。以前は永年保存文書があり ましたが、平成13年に旧文書管理規程を廃止し、新たに行政 文書管理規程を施行して30年保存文書としました。

――レコードスケジュールの導入は。

レコードスケジュール*1は平成25年度から導入しています。レ コードスケジュール導入前の平成23年度以前の文書は保存期間 の最終年度に公文書館が選別を実施していたが、平成30年度 からは所属部署でも選別をしていますので二重のチェック体制に なっています。時には歴史的な価値のある文書の選別について お互いに協議することもあります。また総合文書管理システム導 入後はシステム上で歴史的価値のある文書にチェックをするよう になっています。

-コロナ禍を反映して、自治体によっては感染症対策などに 関する文書を「重要文書」とする傾向があると聞いています。

コロナ関連文書について昨年度選別したものは少なかったで すが、今年度は多く選別しています。歴史的価値ある文書の選 別基準に重大災害に関する文書の細目を設けているのでこれに 該当すると思います。

一所蔵資料はどのようなものがありますか。

特色ある所蔵文書の一つに名古屋藩庁文書があります。これ は明治初期における名古屋藩が作成・管理していた文書です。

新政府への報告書を含めて195冊あり、これらはデジタル画像 で閲覧できます。また明治5年から昭和初期までの愛知県庁文 書の原本220冊があります。県庁文書については、1938(昭和 13) 年に庁舎移転があり、その時に古い公文書が廃棄決定され 尾張徳川黎明会*2に移されました。その一部が現在徳川林政 史研究所と国文学研究資料館に所蔵され、公文書館ではその 複製本約4.500冊を所蔵しています。その他地籍図(村界、字 界、字名、一筆ごとの土地区画形状、地番、地目等が記され た図) は、愛知県が1884 (明治17) 年に県内の郡区役所や戸長 役場に作成を命じ、県庁へ提出された原本です。地籍図・地籍 帳併せて約4,600点あります。2005 (平成17) 年度から「地籍図 閲覧システム」の運用を開始しました。その他に郡役所文書 (349冊)、水産関係の文書 (78冊)、古文書 (約4,700点) など 所蔵しています。公文書だけに限れば原本、複製本、マイクロ フィルムを合わせて約9万点所蔵しています。

―ホームページの開設や所蔵資料の検索は?

1999 (平成11) 年1月に開設しました。その後、利活用アップ のために所蔵資料の検索システムを2004 (平成16) 年に導入し ました。この年に総合文書管理システムも稼働しました。

-Webサイトからバーチャル文書館を拝見しましたが、ご紹 介してください。

バーチャル文書館は2020 (令和2) 年3月に愛知の歴史資料 に興味を持っていただくため、Webサイト内に新設したものです。 県史収集資料等の「愛知の歴史資料」の紹介、過去の企画展を

[「]レコードスケジュール」とは公文書が作成時に、保存期間を定め、保存期 間が満了した時に公文書館に移管して保存、または廃棄などをあらかじめ 設定すること。

^{※2} 公益財団法人徳川黎明会は、尾張徳川家の第19代当主の侯爵徳川義親が、 美術並びに史学の研究のために美術品の収集、保管・公開を目的として、 昭和6年(1931)12月に設立された。現在、本会では、東京都豊島区目白 にある総務部の統括のもと、徳川美術館(愛知県名古屋市)、徳川林政史研究所(東京都豊島区)という2つの施設がある。





落ち着いた雰囲気の館内で資料を閲覧することもできる。

Web上で楽しめる「デジタル展示室」など「知って」「学んで」「楽しめる」内容となっています。また、バーチャル文書館では公文書館が所蔵する地籍図の一部をカラー画像で紹介しています。その他、公文書館が所蔵する伊勢湾台風時の記録写真や明治時代の通達を整理した愛知県布達類聚、明治初期に作成された三河絵図などの画像を解説付きで掲載しています。

――デジタル歴史年表は時代ごとの動きがわかりやすいですね。

原始から現代までの愛知県域で起こった出来事を同時期に起きた国際・国内の主な出来事と並べて掲載し、歴史の中におけるこの地域の動きが分かる構成となっています。

古文書の解説も学習しやすくなっています。

1994 (平成6) 年度から26年間にわたる県史編さん事業の過程で収集された江戸時代の古文書などの歴史資料の一部をWebで掲載しています。解説文の作成は愛知県立大学日本文化学部の学生の方に協力いただきました。古文書講座は所蔵している古文書の解読に挑戦できます。資料にまつわる時代背景や語句解説も掲載しています。

――昨年12月から県史編さんで収集した資料の公開を開始しました。これは原本も閲覧できるのですか。

112万点ある県史収集資料の6割を占めるのは江戸時代の村の運営や庶民の生活を記録した地方文書です。県史編さん事業で収集するまでは研究がされておらず、学術的価値が高いと評価されています。ほとんどが複製です。現在公開は5万点ほどですが、今後は県史収集資料の着実な整理・公開とインターネットによる情報発信の強化をめざします。この他、デジタル化済の資料は地籍図、藩庁・県庁文書、伊勢湾台風被害写真など約1万点あります。

――豊富な歴史資料を所蔵されているのでそれらを活用した企 画展は楽しみですね。

2020年度は「史料で読む幕末維新の一大事」として明治維新期に尾張藩内で起こった事件などを取り上げました。多くの方が来場されました。昨年はコロナ禍で4月から1ヵ月ほど休館し、また「歴史資料講演会」は残念ながら中止になりました。今年は10月1日から「明治・大正の流行り病―祈祷から予防・衛生対策へ―」を開催しています。大正期に発生したスペイン風



同館では定期的に企画展示を行っている。

邪の時にはマスクの作り方など告知していた記録もあります。

――愛知県内の公文書館の設置は他に名古屋市と豊田市の 2館だけですが公文書館普及への取り組みはありますか。

特にありません。最近公文書館設置に関心を寄せている自治 体があるとは聞いていますが。

----今後の課題は。

旧県史編さん室が県内外の所蔵機関や個人所蔵者から複製物で収集した資料を、所蔵者の許可を得ながら順次公開をめざ



山内秀樹 課長補佐(左) 新美里美 主査(右)

すことです。県史収集資料が一元的に保管されていたことは他 県に例がありません。再収集が困難で愛知県に関する歴史資料 を網羅的に収集した貴重な資料を着実に整理・公開・活用して いくことが公文書館の活性化と公文書館設置の目的である「学 術及び文化の発展に寄与する」ことにつながると思っています。

本日はありがとうございました。

インタビューを終えて

50年近く前の事件なので覚えている方は少ないかもしれない。1976 (昭和51)年、政府の不十分な情報公開を露呈した戦後最大の汚職事件と言われる「ロッキード事件」が発覚し、大物政治家や商社、航空会社の幹部が受託収賄や贈賄などの罪で起訴された。結局事件はクリアに解明されずに国民の政治不信が残っただけでなく、政府の不十分な情報公開を露呈し、制度的な情報公開の施策を推進するトリガーとなった。情報公開が世界の潮流として推し進められた時代である。

その当時自由人権協会は「情報公開法要綱」を発表し、さらに地方自治の民主的発展に寄与することを目的に早々と「情報公開モデル条例案」を提言した。言い換えれば、自治体は保有する情報を積極的に住民に提供することが責務であることを一層明らかにしたとも言える。そして政府は1980(昭和55)年に情報公開法の制定が合意され、当時の鈴木善幸(1911-2004)首相は、情報公開法について「政府において諸外国の同種の制度を研究している。プライバシー、守秘義務関係法令の扱いの問題などがあるが前向きに検討を進めている**3」と支援を約束した答弁をしている。

そのような流れの中で1979 (昭和54)年に「愛知県の歴史資料保存をすすめる会」の塩澤君夫先生 (当時は名古屋大学教授、経済史)らによる県議会などへの公文書保存及び保存体制の確立はまさに時宜に適った提言だった。その後、県民有識者など論議を重ね、1986年7月に愛知県公文書館がオープンした。愛知県公文書公開条例の制定はこの年の3月だったから、政治への信頼を裏付ける説明責任から公文書の発生から廃棄・歴史的公文書の保存までのフローが一気に確立され、よく例えられる「情報公開法と公文書の管理は車の両輪」が装備される時を迎えた。だが公文書管理法の施行は25年先である。

その後、国の情報公開制度の進捗度合いはスピード感に乏 しく、情報公開法(「行政機関の保有する情報の公開に関する

愛知県公文書館

https://kobunshokan.pref.aichi.ip/

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター 7・8階

電 話:052-954-6025 F A X:052-954-6902

E - m a i I: kobunshokan@pref.aichi.lg.jp

開館年:1986年7月1日

設:書庫、開架室、閲覧室、展示室、事務室等

7階部分…閲覧室、展示室、書庫 8階部分…事務室、整理室、書庫

所 蔵 資 料: 紙文書関連 86,289点 写真・スライド 211点

マイクロフィルム 12,971点 画像データ 10,464点 その他 刊行物等 85,477点 旧公印 386点 県史収集資料 ^(※) 50,387点 (内訳: 文書 48,343点 写真 2,044点)

※主に紙焼き、画像データ

開館時間:午前9時から午後5時まで(資料の請求は午後4時30分まで) 休館 日:土曜日・日曜日・国民の祝日、年末年始(12月28日~1月4日)、

整理期間(春季10日以内)

交通案内: 地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口 徒歩1分

市バス・名鉄バス(基幹バス)「市役所」下車 徒歩3分

名鉄瀬戸線「東大手」駅 徒歩7分

法律」)は検討開始から20年を経過した1999 (平成11)年に やっと制定され、国の保有する情報を公開することによって 国民に対する説明責任を果たすことが義務付けられた。

その意味では愛知県の情報公開と公文書管理は全国的にも先進的な取り組みをしてきたと言える。そして今では26年間にわたる県史編さん事業が終了後も塩澤先生のアドバイスによって新体制下で県史収集資料の整備が進められ順次公開に取り組んでいる。

今後公文書管理についての課題があるとすれば、職員の 定期的な異動によって専門職の確保が難しい状況下におかれているので、歴史公文書の評価選別の中立的・客観的に 審議し、またWeb上に増加する公開写真について個人情報 保護を審議する委員会設置の検討ではないだろうか。これは 全国公文書館に共通の課題かもしれない。

最後に同館のWebサイトの話題を紹介したい。コロナ禍の時代を先取りしたようにデビューしたのが2020年3月開設の「バーチャル文書館」である。イラストでわかりやすく案内され、価値ある情報にアクセスしやすく同館所蔵の歴史資料、過去の企画展の内容、古文書の講座など閲覧できる。また愛知県の出来事はこの年表で県以外の動向と重ねて見られるのはありがたい。公文書館を訪れる前にここに触れておくと同館で調査がしやすくなるだろう。鋭意整備中の県史収集

資料の公開も、刊行された県史とリンクするなどデジタルの特性を生かした利活用しやすい「バーチャル県史館」の新設が今後あればと期待している。



愛知県公文書館 HPから

※3 『住民の知る権利の確立をめざして』(自由人権協会)







本館が所蔵する地籍図(地籍字分全図)は、愛知県が明治17年(1884)の布達で県内の郡区役所や戸長役場に対し作成を 命じたもので、県庁へ提出された正本に当たります。

地籍図には、明治17年1月1日現在の村界、字界、字名、一筆ごとの土地区画の形状、地番、地種、地目、道路とその道幅などが縮尺1200分の1で書き込まれており、池川や道路などは青や赤などに色分けされています。原則として1村が全図として1枚の和紙に描かれており、一部欠けているところがありますが、愛知県内のほとんどの地域のものを所蔵しています。

「名古屋区 天」には、名古屋城とその西側周辺が描かれています。図の右側の名古屋城の敷地は、当時は陸軍の所管となっていたため、「名古屋鎮臺」と記載されています。現在の愛知県庁舎や愛知県公文書館も、その敷地に含まれます。

愛知県公文書館



https://kobunshokan.pref.aichi.jp/

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター7・8階

TEL. 052-954-6025(ダイヤルイン) FAX. 052-954-6902

◆ わが館の特長

愛知県公文書館は昭和61年に開館しました。主な所蔵資料に、名古屋藩庁文書、愛知県庁文書、郡役所文書など幕末から昭和初期までの公文書や、地籍図・地籍帳、令和元年度の県史編さん事業の完了に伴い本館に引き継がれた県史収集資料があります。

令和2年3月には、Webサイト上に「知って」、「学んで」、「楽しめる」バーチャル文書館を新設し、地籍図や県史収集資料の一部、過去に開催した企画展の展示資料などを紹介しています。

◆ 所蔵品

紙文書関連	86,289点	写真・スライド	211点
マイクロフィルム	12,971点	画像データ	10,464点

その他 刊行物等 85,477点 旧公印 386点 県史収集資料 ^(*) 50,387点 (内訳:文書 48,343点 写真 2,044点) ※主に紙焼き、画像データ

■お宝文書投稿募集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。

文書情報管理委員会

文書情報流通に必要な情報の標準仕様を構築

委員長からごあいさつ



馬場 貴志 伊藤忠テクノソリューションズ㈱

文書情報管理委員会の馬場です。2018年より委員長として活動させて頂いております。文書情報管理委員会では、文書や記録管理に関する重要性を訴求する普及啓発を中心に活動しております。例えば企業の文書管理水準の向上のため、「文書管理達成度評価チェックリスト」による企業サンプル調査、達成度評価をフィードバック、またJIIMA電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証機能リストの作成・改訂、そして文書情報流通基盤のフレームワークの検討など広く活動しております。

委員会メンバー紹介

理 事 太田 雅之 (株)ハイパーギア

委員長 馬場 貴志 伊藤忠テクノソリューションズ(株)

マイグマー ダカック 委 員 飯嶋 高志 寺田倉庫(株)

/ 勝山 亮 コニカミノルタジャパン(株)

全人数 10名 (委員50音順・敬称略)

- ク 酒井 英美 富士フイルムビジネスイノベーション(株)
- ク 中谷 勝明 アンテナハウス(株)
- / 細井 崇史 ジップインフォブリッジ(株)
- が遊佐 恒美 富士フイルムビジネスイノベーション(株)

これまでの活動結果と報告

第60期の活動としては、文書管理達成度評価WGと文書情報流通基盤WGの大きく2つのWGで活動させて頂きました。

1. 文書管理達成度評価WG

文書情報管理委員会では、文書管理達成度のレベルを自己評価できる、文書管理達成度評価チェックリストを作成しました。これは文書管理達成度の評価基準を設定することに

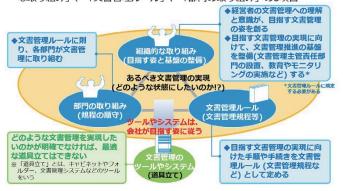
文書管理達成度評価 項目別スコア

より、各社が行っている文書管理のレベルを自己評価できるようにしたものです。各社にサンプル調査を実施しており、自己評価頂いたチェックリストを提示頂いた企業には、達成度評価をフィードバックさせて頂いています。この評価基準により、各社の文書管理のレベルを横並びで比較することができるようになります。また各社の強みや弱みを明確に把握することができると共に、各社の取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけることができます。JIIMAホームページやJIIMAセミナーなどで文書管理達成度評価の実施についてお願いをしております。ある程度、企業の情報が集まりましたら文書管理達成度の指標として統計情報にまとめて公表したいと考えております。

2. 文書情報流通基盤WG

文書情報流通基盤とは、文書ファイルの真正性と見読性を維持し、人員による再入力なく各種システムに登録、保管し、再利用、アクセス制御を可能とするフレームワークのことを言います。現状では受領文書の処理は人手で行う必要があり、デジタルで作成した文書をデジタルで処理ができずに非効率であること、また文書情報をデータとして送受する標準的な仕様が無いなどの課題について、電子文書を完全にデータと

■「文書管理」が実現されている状態を測るための切り口は、「組織的な取り組み」、「文書管理ルール」、「部門の取り組み」の3項目



文書管理の達成度評価基準策定の切口

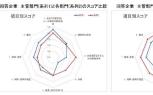
して処理可能とし、デジタルトランスフォーメーションを実現、 文書流通における処理作業の効率化を図ることを目的として います。

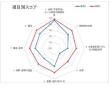
文書情報流通基盤のフレームワークを確立する為のプロセスとして大きく2つに分けて進めます。1つは、文書流通に必要な基本情報(基本要素)、もう1つはアプリケーション毎に定義する情報(アプリケーション要素)です。

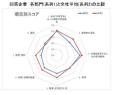
基本要素とは文書流通に必要な基本情報要素を定義、文書ライフサイクル (作成~廃棄) に応じた処理を可能とする情報を言います。例えば作成日、作成者、発行者、文書名、文書番号、セキュリティ区分、開示範囲などです。またアプリケーション要素とはアプリケーション (業務) 毎に利用する文

書のメタ情報を、アプリケーション毎に定義する情報を言います。例えば請求書、注文書、作業報告書、申込書等などの個別業務などで必要とされる情報です。

まずは、基本要素を定義する為に、文書情報を特定するためのメタデータの標準仕様であるダブリンコア (ISO 15836)をベースに、文書ファイルを流通させるために必要なメタデータ、文書データ等の情報を文書ファイル内に格納する標準的な仕様の検討を実施しました。基本要素と考えられる約50要素までの整理ができました。この基本要素の定義については中間報告としてデジタルドキュメント2020 ウェビナーでも講演させて頂きました。







- ✓ 「文書管理」ルール(文書管理規 程など)は整備されている。
- ✓「3文書を管理するための前提条件」および「4作成」においては、 部門のスコアが主管部門を上 回っており、部門が独自に注意 を払っている。

文書管理ルールを部門が実施 しているレベルにキャッチ・ アップさせ、その内容を部門

に周知する必要がある。

- ▶ 規定の内容をレベル・アップさせ、充実させる必要がある。
- 「1全社「文書管理」ルール制定 「2組織的な活動」、「5発信・の前提条件」以外の項目において 送付」、「6利用・活用の促進」、 (大書管理)ルール(文書管理規程など)」の規定の内容が平均値を下回っている。 り傾を下回っている。
 - ▶ 「2組織的な活動」を強化し、 「5発信・送付」、「6利用・ 活用の促進」、「7保存・保 管」、「8廃棄」の実行度を高 める必要がある。

達成度評価フィードバック資料のサンプル (一部抜粋)

今期第61期の活動内容

第61期の活動としては、前期に引き続き文書管理達成度評価WGと文書情報流通基盤WGの大きく2つのWGで活動させて頂いております。また当初文書情報管理委員会で作成した電帳法スキャナ保存ソフト認証の電帳法スキャナ保存チェックリストの令和3年度改正に伴う改訂支援も行っております。

文書管理達成度の指標として統計情報にまとめて公表できるようにしたいと考えております。

2. 文書情報流通基盤WG

文書情報流通基盤のフレームワークを確立する為のプロセ

1. 文書管理達成度評価WG

先述したとおり、前期から引き続き文書管理達成度評価を行っております。文書管理達成度評価チェックリストをJIIMAホームページよりダウンロードして文書管理の社内検討や分析に利用している企業はいるようですが、自社の評価情報を提示することに抵抗があるようで、チェックリストをJIIMAまで提示頂ける企業が非常に少なく、各社の文書管理達成度の指標として統計情報にまとめるには情報が足りない状況です。今後も継続的にJIIMAホームページやJIIMAセミナーなどで文書管理達成度評価実施、チェックリストの提示についてお願いをして、

No.	記述要素名 (日本語)	記述要素名 (英語)	定義	注釈	入力必須	記入例		
;	1文書名	Title	文書の記述内容が一瞥し て推察できるようにまと めた、文書の表題、また は件名。	当該文書の目的がなんであるかを記述 する。	必須	・○○に関するお願い ・××のお知らせ		
:	2文書冊号		文書に割り当てられる一 意の番号。	ー連の数字の他に、年度、作成組織などを加えて採番することができる。特に同一名の文書がある場合に、文書か同容を精査することなく、文書を特定できる。 文書を作成する組織単位で採番することが多い。	任意	·総務-業務G-2020-001		
:	3発行番号	Issue No.	る場合の、発信文書に割り当てられる一意の番号。 これにより、発信文書を 特定することができる。	作成部門が直接が係へ発信する場合に は不要。 ただし、作成部門とは別の部門が発信 し、一元的に保管する場合には有用で ある。 ある。 場合に、文書の発信元の報機単位で採 着することなどにより、文書の終を考 過ずることなく、文書を粉できる。	推奨	・2020-総務-業務G-001 ・2020-001		
	4文書分類		No.					
	5情報区分		_					
業務シナリオによる文書流通のシュミレーションを実施中								

文書情報流通基盤の基本要素定義

スを、文書流通に必要な基本情報(基本要素)とアプリケーション毎に定義する情報(アプリケーション要素)の2つに分けており、基本要素と考えられる約50要素までの整理ができました。しかし実際の業務で活用できる基本要素となっているのか、各業務シナリオによる各要素のシミュレーションが必要という判断をしました。そこで文書流通において発生する文書や業務などをシナリオ化して、約30のシナリオを作成しました。各シナリオに沿って定義した基本要素に問題ないか基本要素のシミュレーションを始めました。現在まだシナリオによる確認作業を継続中ですが、やはり文書や業務が

違えば基本要素を利用する目的が違う要素もあり、改めてその要素の持つ定義の修正や、入力の必須、推奨、任意などの見直しを実施しております。今後は現在想定している各シナリオによるシミュレーションを一通りチェックすることにより、基本要素が文書流通で円滑に活用できるように精度を高めていきたいと思います。この基本要素の定義が終わりましたら、この要素を文書ファイルに添付あるいは埋め込みするための技術仕様の策定や普及活動の方針などの検討に入りたいと考えております。

委員会からの第62期以降の提言・抱負・社会的役割をどう考えているか

現在のコロナ禍におけるテレワークの推進などにより、ペーパーレスや印鑑の廃止などデジタル化へ、社会の構造や仕組みが大きく変わりました。このデジタル化の流れが紙文化の社会に戻るとは考えられません。今後は一層デジタル化の流れは加速するものと思われます。そんな中で文書情報管理委員会が行っている文書管理達成度評価は、各社の文書管理の達成度レベルの評価により、各社の強みや弱みを明確に把握、そして取り組むべき方向性も明らかにできます。他社と比べて遅れているのかなど指標を確認できれば、正しい文書管理の進むべき方向への基準となりえる重要なものと考えられるため、今後もチェックリスト提示のお願いをさせて頂き、文書管理達成度の指標として統計情報にまとめて公表できるようにしたいと考えております。

また社会の仕組みがデジタル化へ社会の構造や仕組みが変わる中、紙での文書流通から電子文書、電子ファイルでの文書流通の社会的な仕組みとなってもその文書が持つ役割や情報が変わるわけではありません、現在検討を進めている文書情報流通基盤のフレームワークを確立する作業は、その文書流通において情報を分断することなく社会の標準的なインフ

ラを構築するための活動として、JIIMAが実施すべき重要な 役割であると考えております。

今後とも文書情報管理委員会では、文書管理などにおいて 企業が検討、推進する際に必要となる指標や基本情報の発 信など引き続きご提示出来るように、活動をしていきたいと 考えております。

要望・告知

企業の文書管理水準の向上のため、「文書管理達成度評価 チェックリスト」を作成しました。現在、企業サンプル調査を 実施しており、達成度評価をフィードバックしています。将来 は文書管理達成度の指標として統計情報にまとめて公表した いと考えております。チェックリストで提示頂いた情報を統計 には利用させて頂きますが、企業が特定されるような情報の 利用はありませんので、是非関心がある企業のご協力をお願 いいたします。

https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

文書管理達成度評価・調査ご協力のお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか?」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を 実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不 足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思います。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答用シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、 その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。 自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の 動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、 自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

広報委員会

JIIMAと社会を繋ぐ情報発信を

委員長からごあいさつ



広報委員会はJIIMAの情報発信を担う委員会として、機関誌IMの企画と発行、ホームページ、twitterでの発信を行っています。機関誌IMについてはJIIMAの出発点である日本マイクロ写真協会 (1958年設立) が1961年に創刊したJMAニュースから本年2021年で60年に渡り発行が続いています。インターネットとSNSに代表される新しい情報発信手段によって社会が変革していく中、広報委員会も時代に乗り遅れることなく、JIIMAとその活動を社会に広く認知してもらうために委員会活動を実施しています。

委員会メンバー紹介

全人数8名 (委員50音順・敬称略)

兼吉 愛香 富士フイルムビジネスイノベーション(株)

グ 菊池 幸 コニカミノルタジャパン(株)

ク 高島 大輔 シティコンピュータ(株)

/ 長井 勉 (株)横浜マイクロシステム

/ 夏自・宏子 ナカシャクリエイテブ(株)

これまでの活動結果と報告

60期は、59期の2019年7月号よりIMが月刊から隔月発行に変更されて1年が過ぎ、ようやく隔月発行のペースがつかめてきた矢先に、新型コロナウイルスの影響で取材対象者と対面の取材ができなくなくなり、記事作りが難しくなるのではという不安がある中でのスタートになりました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大抑止策としてリモートワークが多くの組織で取り入れられたことによってオフィス以外の場所で仕事を進めるための書類のデジタル化やセキュリティ対策が推進されたり、作業プロセスそのものをペーパーレスにしたりする必要が高まり、JIIMAの提唱してきた文書情報管理に社会的な関心が高まった1年でもありました。

広報委員会でも社会が新型コロナウイルスの影響を受ける中で有益な情報を提供するべくテレワークに対するアンケートを2回実施し、誌面で結果を紹介しました。また、勝丸理事長の「新型コロナウイルスが迫る社会システムの変革」と題したメッセージを掲載し新型コロナウイルスの感染予防のための新しい社会様式に対してJIIMAが果たす役割を発表しました。その他にもデジタル化、ペーパーレス化の事例をケーススタディ、テックスタディで取り上げるとともに、JIIMA会員企業から、メーカー、ソリューションベンダー、販売、

機関誌IMは隔月で年間6冊発行されており、会員企業や関連省庁などに配布されている。

情報サービス業の業種ごとの新型コロナウイルスの感染拡大下での 現状、取り組みや、今後の活動についてリモート座談会を通じて率 直な意見や将来展望について語ってもらいました。

委員会の開催や個々の委員の活動についてもリモートを主体とした活動が多くなりました。広報委員会では以前からJIIMAの会員企業間の親睦を深め、会員企業が相互につながる機会を提供するために会員企業を取材して、その企業の事業の概要や、JIIMAと企業活動の接点は何か等をお答えいただいて誌面で掲載してきました。特に昨今ではJIIMAに新規入会された企業を取材して紹介しています。2020年の2~3月頃に新型コロナウイルスがメディアに取り上げられるようになり、4~6月くらいまでは感染が拡大して社会が混乱し、企業訪問や、対面取材ができない状況でしたが、取材先企業にリモートで対応して頂き、結果として取材活動は途切れることなく実施できました。今ではリモートでの取材が多く、対面での取材は少なくっています。リモート取材は移動時間を必要としないため、委員の負担軽減ができ、また、距離に関係なく遠隔地でも取材ができるという利点があり、当委員会にとっては今後の活動の幅を広げる有効な手段になると考えています。

IMが隔月化になったことで以前に比べ記事の収集や検討に時間をかけることができるようになった反面、タイムリーに記事を掲載することが難しくなりました。例えばあるトピックを記事にしようと企画したとき、最大で2か月のタイムラグが起きるため、記事の掲載時期や誌面の割り振りなどは月刊の時に比べて検討することが多くなりました。この対策としてホームページで次号の予告を掲載する対応を取りました。また、リモート取材についても会員企業では快く

応じて頂けますが、初めての取材の申し込みでは対応いただくことが難しい場合もありますので、リモートを前提とした取材先へのアプローチ方法を検討していくことが必要と考えています。

60期は社会が新型コロナウイルスに翻弄された1年でありましたが、IMについては欠号なく発行できたことに安堵しています。デジ

タル庁の発足による社会、仕事、生活の変化は今後も続いていきますので60期の活動を生かして61期以降も、広報委員会は、JIIMAの情報発信の役割を果していくことを念頭に委員会活動を実施していきたいと考えています。

今期第61期の活動内容

広報委員会は、事業系委員会との連動により、セミナー、資格取得、令和3年度税制改正による電帳法対応、電子取引ソフト認証など、JIIMA活動のデジタル化・DX対応と連動し、優良記事のタイムリーな配信と工夫に注力するという目標を設定し61期の活動をスタートしました。

具体的な活動として以下4つの項目を計画しました。

- 1 新規会員の情報発信の場としての企画、記事広告の企画の実践
- 2 JIIMAホームページのSEO対策、Twitter発信を実施し、顧客への認知度向上に努める
- 3 JIIMA発信のオンライン事業を中心に、地方会員との座談会 企画など啓蒙を考える
- 4 会員企業・社会との関係性強化のためのアンケートを企画・実施する

1については、61期に既に発行された5・6月号から9・10月号(10月22日現在)の3号中の内、2号で「会員突撃インタビュー」を掲載、以降も順次掲載を予定しています。また、記事広告についても11・12月号からの掲載を予定しています。

2については、ホームページのリニューアルにおけるSEO対策としてJIIMAに関連するワードが検索サービスの検索キーとなったことと、IMに関連することとして、IMアーカイブスを新設し、複数号に分かれた記事を一括して読むことができるようにして読者の利便性を改善しました。また、SEO対策と関連してJIIMAの社会での認知を広げるためにTwitterで毎日発信を行っています。

これらの結果から1、2については予定通り実施されていて、61期 を通して活動を継続していきます。



リニューアルしたサイトでは、過去の連載記事をまとめて読める工夫がされている。

3については、60期に実施したようなリモートでの座談会を行うことで会員間の交流、特に地方会員が集まることが難しい状況での情報提供を行うことを目的に企画しましたが、新型コロナウイルスに対する社会、企業の対策も行き渡り、制限があるとはいえ企業活動が再開しつつある状況化の中ではスケジュール調整が難しい面もあり、取り上げるテーマ、参加者の人選等も含めて再度検討し、実現性と効果を検証したうえで実行の可能性を判断する予定です。

4については、実施方法は前回のアンケートで実績がありますが、 JIIMA内にとどまらず多くの企業等に興味を持ってもらえる内容を 模索している状況です。

また、具体的な目標が設定されていない活動については、IMの記事として、セミナー内容をダイジェストで紹介、資格取得者へ受験動機や資格の活用等に関するアンケートの実施、電帳法対応、JIIMA認証に関する解説、全国の公文書館などを紹介する「公文書館シリーズ」、デジタル化、DXに関するケーススタディ等の紹介を行ってきました。

委員会からの第62期以降の提言・抱負・社会的役割をどう考えているか

インターネットを経由したホームページ、SNS等による情報発信は、広報委員会の活動にさまざまな影響を与えています。ポジティブな面では、既存メディアに比べて情報発信が簡単にできること、文字だけでなく音や映像等を使うことで多彩な手法での情報発信が可能になること、いくつかの制約(距離、社会の組織やグループ)を超えて情報を届けることができること等が考えられます。反面、多くの情報に埋もれてしまう、情報発信の内容によっては炎上といった大きな騒動に発展してしまう危険性や、成りすましやフェイクといった事実ではない情報が拡散されてしまう等のリスクがあります。

広報委員会の活動でも、この時代の変化に取り残されないように 注意しながら、JIIMAにとって有効な情報発信を検討していく必要 があると考えます。

例えば、情報発信の方法の選択肢が広がるとIMが唯一の情報発信の場ではなくなるため、記事の寄稿 (特にケースタディ) が集まり難くなっていることがあり、これに対して広くニュース等の社会の動向、JIIMAの各委員会の活動を注視しJIIMAとして取り上げるべき

情報を発掘し記事につなげる活動を実施しています。また、リスク対策として記事の真偽に加えて内容や表現が適切かといったことに注意をすることと、SNS等の新しい情報発信を行う際の基準作りを検討していきます。

広報委員会は情報発信を通じてJIIMAと社会を繋ぐことでJIIMA の目指す豊かな社会の実現に貢献することが社会的役割と考えます。

要望・告知

広報委員会では委員としてご参加いただける方を募集しています。IMの出版といった定期的なアウトプットがありますので、基本月1回の委員会に参加可能な方。JIIMAや官公庁、会員企業等の動向といった多くの情報にいち早く触れることができますのでご興味のある方はぜひご検討ください。

文書情報管理士

合格者からのひと言

2021年夏試験は2021年7月20日(火)から2021年8月31日(火)まで全国約260箇所で実施されました。受験対策セミナーについても冬試験と同様、新型コロナウイルス感染防止策の観点から、オンラインによる動画配信形式で行われました。

今回は、上級合格者35名、1級合格者77名、2級合格者210名と合計322名の方が見事に合格されました。合格された方の中から試験に関する貴重なコメントをいただいたので紹介します。

- ①文書情報管理士検定試験はどこでお知りになりましたか?
- ②受験の動機は?(受験のきっかけ)
- ③学習時間は?
- ④どこに重点をおいて学習しましたか?苦手な部分なども
- ⑤受験対策セミナーは受けましたか?
- ⑥コンピュータ試験は便利でしたか? どういうところが便利でしたか? どういうところが不便でしたか?
- ⑦受験した感想、改善して欲しい点
- ⑧今後この資格をどのように活かしていきますか?

はりた みつはる 休田 光晴 さん

ムサシ・アイ・テクノ株式会社 データーマニュファクチャリング課・主任 上 級

- ①JIIMAの公式Webサイトおよび、弊社部署内の推奨されている資格として知っておりました。
- ②官公庁や自治体の電子化業務における入札参加要件として有資格であることが求められている為。
- ③約10時間。
- ④上級試験の出題項目として、主にプロジェクトマネジメントの知識体系であるPMBOKを中心に知識エリアやプロセス群の理解に務めました。また、マイクロフィルムの基礎的な事柄やコンプライアンス等の業務に関わるガイドラインについても学習しました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。試験会場が多いというメリットや、後で見直し

たい出題箇所も把握しやすく便利でした。

- ⑦新型コロナウイルス感染防止対策として、今までの対策セミナーからオンデマンドの動画配信になり不安はありましたが、配信期間中は何度でも動画を見られたので、より重点的に理解を深めることが出来大変助かりました。
- ⑧上級試験では業務におけるプロジェクトマネジメント 関連や法令についての知識が問われる出題が多くあり ました。これらの試験内容で得た情報を活かせるよう、 業務内容の改善や知識のアップデートを図りたいと思います。

中村 誠 さん

日本ICS株式会社 システム開発部 主任 上級

- ①上司に文書情報管理士の資格のことを教えていただき、 検定試験があるということを知りました。
- ②弊社が推奨している資格であり、興味があったため。
- ③約30時間。
- ④マイクロフィルムは聞きなれない言葉が多く、苦手意識があったので重点的に学習しました。理解できていない 箇所は、テキストを何度も見直し理解できるまで見直すことを徹底しました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。日程調整しやすく、密になりにくい環境で試験

- を受けられ、試験会場を選べるところが便利でした。
- ⑦試験終了後に結果が表示されますが、どこを間違えた のか詳細を確認できないため、間違えた箇所を確認で きるようにしていただきたいです。
- ⑧電子帳簿保存法などの知識を今後の業務で活かしたいと思います。
 - また、検定試験に挑戦する社員へのアドバイスを行い、 幅広い知識を持った人材の育成が出来ればと考えてい ます。

まりまかり まましま 村中 美恵子 <td rowspan="2" style="text-align: center;" | 大力</td

- ①JIIMAのホームページで知りました。
- ②1級を取得していたので、更に上位級を目指したいと思い、受験しました。
- ③約60時間。
- ④PMBOK: 米国プロジェクトマネジメント協会の知識体系について、詳細内容も含めて、重点的に学習をしました。 自分の中で、不足している知識を得ることができたと思います。
- ⑤いいえ。

- ⑥はい。自分で、学習の進み具合、他スケジュールとの 調整ができるところが、便利でした。 また試験終了後、すぐに結果が出るのも、良いと思い ます
- ⑦誤りがあったところが、わからない部分はありますが、 これはどの試験でも同じかなと思います。
- ⑧お客様に最適な提案を行い、使いやすい文書管理・電子化ファイルの活用を実感していただき、電子化事業を活性化していきたいと考えています。

八重樫 恵美子 さん 企画営業部

上 級

- ①他の社員が受験、有資格者だったことで知りました。
- ②弊社が電子データ化サービスを事業としているため、普段の業務に必要な知識を深めるために受験しました。
- ③約10時間。
- ④有資格者のアドバイスもあり、上級試験は「プロジェクトマネジメント」を重点的に勉強しました。また、1級・2級の試験で出題されたポイントをマーキングし、「マークキングしたところをノートに書き写し、音読する」というのを繰り返し行いました。
- (5)いいえ。

- ⑥はい。都合に合わせて日時・受験会場を選べるのと、 その場で合否がわかるのがよかったです。
- ⑦さらに知識を深めるために、間違った箇所がわかると 復習できるので助かります。
- ⑧お客様に上級資格者がいることの安心感を抱いていただくとともに、私自身、自覚をもち信頼していただくことに努めます。それにより弊社を利用するお客様を増やし、販売拡大に貢献して参ります。自身の中に留まらせず、他の社員へ知識とノウハウの共有を積極的に行って参ります。

安部 武史 क्र

株式会社長谷エシステムズ 印刷営業1部 芝店チーム

級

- ①上司からの紹介で、このような資格があることを知りました。
- ②3年前に2級を取得しましたが、業務の多角・効率化や 自身のスキルアップのため、さらに高い知識を得たいと 思ったためです。
- ③約30時間。
- ④法律面などは問題なかったのですが、どうしてもマイクロフィルム・現像などで苦手な面が目立ち、本試験が近づくとこうした苦手面を克服・補完することに重点を置きました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)

- ⑥はい。前回同様すぐに結果が出ることに加えて、コロナ感染予防の面からも分散した形で試験を受けられた点。
- ⑦受験対策セミナーのオンライン化によって、受けたい時や場所で受講できるだけでなく分からなかった内容を再受講できるなど利点が多いため、今後も続けて欲しいです。
- ⑧コロナ禍によるテレワークやDXの普及により文書情報管理士の役割が今以上に求められる時代、グループだけでなく外部の企業とも積極的に手を組み自社の規模拡大に貢献したいです。

平野 恵美 さん

シンコー株式会社 OA事業部 営業第3グループチーフ 2 級

- ①弊社の取得推進資格のひとつであり、詳細はJIIMAの HPで知りました。
- ②弊社は企業における情報記録管理サービスを提供しており、マネジメント及び実務に関わる要員として本資格を取得しておくことは業務において役に立つと考えました。
- ③約30時間。
- ④公式サイトの模擬試験から問題とその解答の選択肢に あげられている内容についてテキストを読み込んでいき ました。そのうえでセミナーを受講し、効率的にポイン トを抑えることが出来ました。

マイクロフィルムについては予備知識があまりなく、ほとんど丸暗記状態で試験に臨みました。

- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。試験日や場所を自由に選べること。解答に迷った問題を再確認する際に自分の解釈の傾向が分かりやすく時間配分に役立ちました。
- ⑦文書情報管理の基礎から、マネジメント、マイクロ、 法規と満遍なく必要な基礎知識が身に付き苦手な分野 も明確になり良かったと思います。
 - セミナーはもう少し配信期間が長ければもっと受講し やすいと思います。
- ®更に文書情報管理への理解を深め提供するサービスに 深みと幅を得られるよう次のステップにチャレンジし たいと思います。

ありたい姿は、持続可能でこころ豊かな 社会を実現する会社であること

インタビュー エプソン販売株式会社



https://www.epson.jp/

東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー29F

・事業内容:情報関連機器販売・設立:1983年5月20日

・資 本 金:40億円



はじまりは "時計" の製造から。 その技術を様々な分野に活かして今に至っています。

エプソン販売株式会社は、セイコーエプソングループの商材の国内販売を一手に担う会社です。

グループの始まりは1942年。諏訪での"時計"の部品製造がスタートです。機械式腕時計では一日に20秒も時間がずれるのが当たり前の時代に、日差±0.2秒という世界初のクオーツウオッチを1969年に開発。1994年には写真の印刷を写真店でなくとも家庭で気軽に行うことができるインクジェットプリンターを発売しました。またこの年、液晶データプロジェクターの発売により、紙やOHPを利用していたプレゼンテーションの方法に革新を起こしています。

その後も紙をその場で再生する乾式オフィス製紙機の開発など、創業以来、独自の技術によりお客様の期待を超える新たな価値を創り、人々の生活を変えてきました。

事業領域・規模としては2020年度のグループの連結売上が約1兆円。その内訳のうち約7,000億がプリンティングソリューションズです。またプロジェクターを中心としたビジュアルコミュニケーションが約1,414億円、それに創業以来の時計やその精密機械の時計を作ることができる技術を活かしたロボティクスソリューションズ、そしてマイクロデバイス等といったウエアラブル・産業プロダクツが約1,486億円となっています。

売上の規模からして基幹を成しているプリンティング事業は、

オフィスや個人で利用するプリンターのイメージをお持ちだと思いますが、それだけではなくてさらに小型化した製品であるとか、プリンティングの技術を活かしてさまざまな産業・業態に対してサービスを提供・進出していこうと取り組んでいます。

相反するプリンティング事業と環境問題への取り組み

プリンターと言えば紙を排出するものですが、会社として社会 課題の解決に真摯に取り組み「持続可能でこころ豊かな社会の 実現」を目指しています。これはペーパーレスを進めるというこ とでもあり、当社の基幹事業でもあるプリンティング事業とは相 反するのではと、社内の意見が出たこともありました。しかしグ ループ代表の小川の強い意志のもと、プリンティングと環境課題 の解決は両立できるはずであるし、それを目指していくというこ とが、今ではグループ全体の根源を成す方針となっています。

社会の課題というものを解決していく会社ということで、メーカーとしてどうやって取り組んでいくのか、その一つの事例として乾式オフィス製紙機「PaperLab (ペーパーラボ)」をご提供しています。

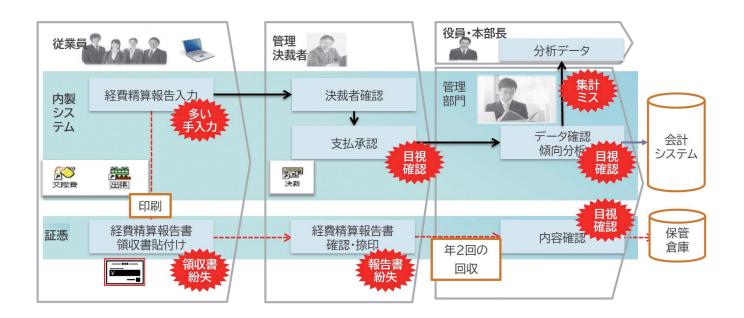
印刷し終わったコピー用紙をこの機械にかけて繊維状に砕き、 それをまた新しい紙に再生するというもので、これによってオフィス内で紙の循環型世界を作ろうと、プリンティングメーカーとして地球環境の負荷低減を図ろうとしています。

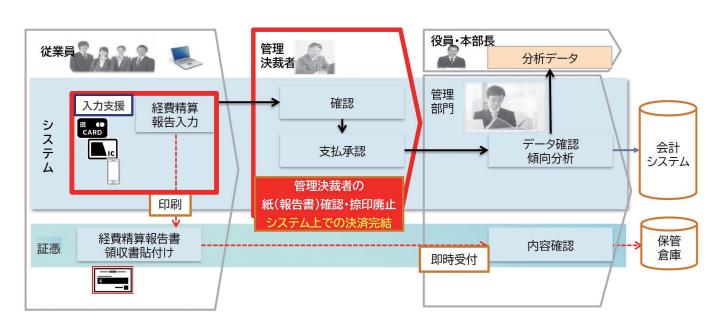


会計ビジネスの取り組みの中で より正確で重要な情報をお客様にお届けしたい

会計の世界に対して当初はOEM供給を受けた仕組みで提供させていただいていました。そこに自社開発の会計事務所様専用のビジネスコンピューター (オフィスコンピューター) [EX-1]

を投入しました。かなり歴史も古く1977年にさかのぼります。そこから現在ご提供している「R4(アールフォー)」シリーズまで、ずっと会計の世界へサービスをさせていただいています。その中でペーパーレス化もそうですが、電帳法といった世のなかの流れを、私たちの商材を検討されているお客様、そしてすでにお使いのお客様に対してもメーカーとしてしっかりと正確で且つ





ベストプラクティス賞の要因となった経費精算システム「Concur Expense」によるワークフロー

重要な情報をご提供し、コミュニケーションを取っていくためにもIIIMAに入会をさせていただきました。

1社のメーカーという立場だけでは市場全体のお客様に正確な情報を発信することは難しいものがあります。協会の活動の中でメリットであるとか必然性を世の中に啓蒙していただきたいという期待があります。

今回ベストプラクティス賞をいただいた経費精算の仕組みにつきましては自社導入となりますが、今後も財務・税務・給与といった会計のコアな部分は継続して事業として行ってまいります。ただ世の中でDXが進む中、自社のみで価値を提供していくことも難しいところもあり、他社様と電子的につながり協業していこうということも私たちが取り組んでいこうとしているところです。そのような活動の下支えをしてくれるのもJIIMAなのではないかと考えています。社内の経費精算の仕組みについては公開していますが、他社様はどうされているのだろう、システム的な対応はどうされているのだろうというようなことも非常に興味深いところで、そういった面でも勉強をさせていただきたいと考えています。

プリンティングで培った技術を使って さらなるDXの推進とペーパーレス化の推進を

私たちはプリンティング事業の中で技術を培ってきているのですが、特にコアとなるのがヘッドと言われる部分です。こちらはパテントも含めて他社様に比べて一つリードしている大きな強みとなっています。その中で面白いサービスとして、コピーチャージを従来の定額性で使っただけ費用が増えるのではなく、使わなければ逆に費用が下がるというメニューをご提供しています。それが「ペーパーレスサクセスプラン」です。年度における紙の削減目標を私たちで定義させていただき、お客様にもそれを目安として取り組んでいただく。削減出来たらその分はチャージ金額を落とさせていただき、結果的に社会全体のペーパーレス化も進むでしょうという目論見です。私たちはプリンターメーカーであってもただ紙を印刷することをお勧めするのではなく、各企業が文書管理も含めて不要なものを印刷しないという活動をメーカーの立場からもサポートしようという他社様にはない企画です。

私どものターゲットである会計事務所様においても、会計システムの導入での業務の効率化とペーパーレスサクセスプランの両輪でDX化の推進とペーパーレス化がオフィス内で可能とすることができると考えています。





「ペーパーレス化を目指し社会全体の環境問題にも向き合っていく企業へ」

取締役 経営推進本部長 伊藤利彦氏

取締役 特販営業本部長 吉崎宏典氏

社会課題の解決に向けて自社で培ったノウハウをお客様にご提供

4年前から社内で経費精算の電子化・効率化を進めてまいり ました。またコロナ禍、出社率を30%程度としてきました。こ の一年半の課題としてはやはり、出社しての紙出力と押印する というワークフローをどうするかということでした。それを社内 文書と社外文書の2軸に分けて、さらに社内であれば職務権限 規程によって権限が定められている領域と、部門間での依頼文 書についても押印するという領域。社外では契約書や請求書・ 領収書といった領域とそれ以外の文書の第4象限まで分類しま した。まずはライトな社内の職務権限規程に入らない文書につ いて、電子印鑑を導入しワークフローを動かすことを始めました。 次にエプソン販売だけではなく国内のセイコーエプソングループ で電子契約に取り組んでいます。しかしまだ紙ベースのものが 多く、それをこれからどうしていくか、ワークフローの枠組みに 電子化を組み込んでどう実施をしていくか、そして社外との書 類をどうしていくのか、これらを一歩一歩進めていくのが課題と なっています。

今、経理部門が電帳法についてはどこまで認められるかについて外部コンサルにも入っていただいて2022年1月のスタートに向けて動いています。これは社内で培ったノウハウを次にはお客様に提供していきたいと考えています。そうすることで社会課題の解決、ペーパーレス化に取り組み続けていきます。

Products

■新製品に掲載希望の方は、編集部宛送付ください。

テレワークや自宅学習に適したエコタンク搭載インクジェットプリンター [EW-M754TW/TB] [EW-M674FT] [EW-M634T]

エプソン販売(株)

アプリ [Epson Smart Panel] で、スマホか らのプリントも快適に

■特長

- •エコタンク搭載モデルは、低印刷コストに加え、 プリント機会の多いお客様のインク交換の手 間軽減を実現するプリンターとして、ビジネス 用途からホーム用途まで幅広く活用可能。
- 同4機種は、スマホ・タブレット専用アプリ



FW-M754TW

「Epson Smart Panel」に対応。スマホ からの簡単操作で、スキャン、コピーが楽し める他、商品購入時には「Epson Smart Panel」からBluetooth®の拡張仕様 Bluetooth® LEを使って、Wi-Fi®の設定な ど初期セットアップ作業も簡単に行うことが 可能となっている。

- •『EW-M754TW/TB』は、顔料·染料2本 のブラックインクを含む、合計5色インクで 写真も文書もきれいなスタンダードモデル。 使い切りサイズのインクボトルでA4カラー 文書を約1,000ページプリント可能(**1)。
- •『EW-M674FT』『EW-M634T』 は、 顔 料のブラックインクとカラー3色の染料イン クでビジネスを中心にご家庭でも活躍する

モデル。印刷コストは、A4カラー文書1ペー ジあたり約1.0円 (税込)(**1) と低印刷コスト を実現。インクボトルの追加購入で1回交換 すればA4カラー文書を約6,000ページの 大量プリントが可能(*1)

※1:印刷コストおよび印刷可能枚数(イールド枚数) の算出条件は、エプソンのホームページでご確 認ください。

■価格(税別)

[EW-M754TW/TB] [EW-M674FT] [EW-M634T] いずれもオープン価格

■お問い合わせ先

エプソン インフォメーションセンター TEL: 050-3155-8700 https://www.epson.jp/

プリンターヘッドの自動調整で様々な厚みに対応するインクジェットプリンター [T3-OPX]

㈱ムサシ

オープン価格

多種多様な材料への印刷を可能にした画 期的なモデル

■特長

- プリントヘッドの高さが変動するため、 幅広い厚みの材料に印刷が可能。(最大 厚約88mm)
- 印刷可能な材料例として、印刷用紙(非 コート紙)、無垢材、段ボール、薄紙、 和紙、製袋済み紙袋、布製品、ダイカッ ト(型抜き)済み材料等も対応。
- コンベヤー型テーブルで大きな材料 も搬送が可能。600mm幅(標準) /1,000mm幅(拡張オプション) のテー ブルで大きな材料も容易に搬送する。ま

た搬送テーブルは二一ズによって選択可。

- 環境に配慮した水性インクを使用。自 然由来の基材に対応した水性インクで 環境負荷を低減。臭気が少なく、健康 や環境に配慮が必要な店舗・施設でも 安心して導入可能。
- 印刷スピードは最速 毎分27m (高生産 モード時)。
- 印刷解像度は、1200dpi×1200dpi、 600dpi×1200dpi
- •印刷領域は、幅:297mm 長さ: 914mm。搬送テーブル幅は600mm (標準テーブル) 又は1,000mm (拡張 テーブル)。

■価格(税別)

■お問い合わせ先 ムサシ株式会社(本社) TEL: 03-3546-7711

T3-OPX

https://www.musashinet.co.jp/



A4 カラーレーザープリンター /複合機

[RICOH P C200L/C200SFL]

㈱リコー

小型・軽量で小規模オフィスや在宅勤務にも 最適

■特長

- 場所を選ばない、小型・軽量のコンパクト ボディ。本体寸法は412(W)×395(D)× 244(H)mm^(*1)と、これまでにないコンパ クト設計。SOHOやオフィスのデスクサイド、 店舗窓口、バックヤードのほか、自宅への 設置も可能なため、場所を選ばず活躍する。
- ・重さは「RICOH P C200L」が16.1kg、 「RICOH P C200SFL」が19.4kgと、 ともに従来機比約33%削減(**2)。
- ・小型ながら、高い生産性を実現。連続出力 速度は、カラー、モノクロともに24枚/分

(A4縦送り)と高い生産性を実現。「RICOH P C200SFL のファーストプリント速度 は10.9秒、スキャン速度は20枚/分と、と もに従来機よりも大幅に向上(**3)した。

- ・業務効率化に応える多彩な機能。IDカー ドの表面・裏面を読み取り、用紙の上下に 集約してコピーするIDカードコピー機能を 搭載。運転免許証や健康保険証の控えを 取る際にも便利。
- ※1 RICOH P C200Lの場合。P C200SFLの本 体寸法は412(W)×395(D)×345(H)mm。
- *2 RICOH SP C260Llt23.8kg, RICOH SP C260SFLは29.0kg。 ※3 RICOH SP C260L/C260SFLでは、ファー
- トプリント速度は14秒、スキャン速度は12枚/分。

■価格(税別)

RICOH P C200L RICOH P C200SFL いずれもオープン価格

■お問い合わせ先

リコーテクニカルコールセンター TEL: 0120-892-111 https://jp.ricoh.com/



RICOH P C200L

NEWS A LA CARTE

ニュース・ア・ラ・カルト

JIIMA デジタルドキュメント 2021 ウェビナー開催

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)は、11/15 (月) から11/30 (火) にかけて「デジタルファースト時代の情報マネジメント」をテーマとしたウェビナーを開催した。



また今回のウェビナーではサブテーマとして「令和3年度電帳法対応・ニューノーマル時代を見据えた組織のDX戦略」を掲げ、JIIMA理事長による基調講演をはじめ、国税庁による特別講演、業界のベンダーによるスポンサー講演など、テーマに関連したさまざまな講演動画をホームページで配信した。さらに今回は第15回ベストプラクティス賞受賞記念講演についても配信した。

これら講演の内容については、次号の 機関誌IM3・4月号にて紹介する予定。

JIIMA 令和3年度電帳法改正 緊急特別セミナー開催

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)は、12月1日に「~まさに直前! 令和3年度 電帳法改正・令和4年1月1日施行~ "第一人者がどこよりも分かり易くポイント解説 JIIMA緊急特別セミナー"」と題して、SKJ総合税理士事務所所長である袖山喜久造税理士を講師に招いてセミナーを行った。

令和4年1月1日から施行される令和3年度電帳法改正について、袖山税理士からわかりやすくポイントを説明するとともに、国税庁から新たに発表された電帳法の一問一答(Q&A)についても詳しく解説した。

開催はオンラインによるZoom方式で行われ定員は約30名と絞ったが、質疑応答ではいくつもの質問が寄せられ、参加した多くの方が抱いている今回の税制改正についての疑問点が解決された。JIIMAでは今後も同様のセミナーを実施し、各

企業が悩んでいる電子化による文書管理 についても今後、一端を担っていくとして いる。

国税庁動画チャンネル 「教えて!! 令和3年度改正 電子帳簿保存法」公開

国税庁は、令和4(2022)年1月1日から適用される電子帳簿保存法の改正内容について「教えて!!令和3年度改正電子帳簿保存法」と題したYouTube動画を公開した。

動画では、電子帳簿等保存制度の令和 3年度税制改正における内容の解説と実 務上の留意点について説明するもので、 経理のデジタル化と電子帳簿等保存制度 や電子帳簿等保存制度の概要、電子帳 簿等保存制度の見直し(令和3年度税制 改正の概要)などが項目ごとにわけて動画 内で紹介されている。特に、市販のソフト ウェアが電子帳簿保存法の要件を満たし ていることを確認する手段として、動画内 ではJIIMAの認証が紹介されている。

https://www.youtube.com/watch?v= OBEmmleCTwk

ラクス 「電子帳簿保存法」改正 についての調査結果を発表

株式会社ラクス(会員No.1022、代表 取締役・中村 崇則氏)は、令和4(2022) 年1月1日の改正・電子帳簿保存法の施行 を前に、全国の経理担当者1,009名を対 象に、電子帳簿保存法に関する意識調査 を実施、同調査の結果を発表した。

その結果として、

- ・来年1月からPDFで受領した請求書の印刷保管ができなくなる「詳細を知らない」……73.4%
- ・来年1月の改正法施行に合わせて「電帳法に対応したい」80%超、しかし 準備を進めているのは……20.1%
- ・請求書の発行「紙で印刷・封入作業を行い郵送している」……73.4%

等といったデータが公開されている。

Q.令和4年1月(2022年1月)施行の電子帳簿保存法改正により、 PDFで受け取った請求書を紙に印刷して保管することが 認められなくなることを知ってますか。



今回の調査で、改正・電子帳簿保存法の施行が来年1月に迫る中、多くの企業において改正内容の理解や対応が進んでいないことが判明した。一方、電子帳簿保存法への対応を検討している、またはいずれは検討したい企業の8割以上が、改正法施行のタイミングでの電子帳簿保存法への対応を希望するなど、今回の改正が対応の後押しとなっている側面も窺えた。また、7割以上が請求書を紙で発行するなど、経理業務のペーパーレス化に課題があることもわかった。

これらの詳しい調査結果については、 同社のホームページで公開している。 https://www.rakus.co.jp/news/2021/1025. html

コンカー 「改正電子帳簿保存法」 を盛り込んだペーパーレス化ガイド ブックを無償公開

株式会社コンカー(会員No.1019、代表取締役社長・三村 真宗氏)は、改正電子帳簿保存法の概要とペーパーレス化の運用フローなどをまとめたガイドブック「領収書・請求書電子化完全ガイド」を同社HP内で公開した。PDFファイル形式となっており、無償でダウンロードできる。

今回配布されるガイドブックは、同社が2019年に公開した「スキャナ保存編」と2020年に公開した「ビジネスキャッシュレス編」を1冊にまとめ、読みやすい体裁にするとともに、同社への問い合わせが多い項目を加筆したもの。

同社では、本書を活用することで、令和4(2022)年1月1日から施行される改正に積極的に対応し、領収書だけではなく請求書においても、理想的な電子帳簿保存法に沿った運用の推進にお役立ていただけることを願っているとしている。

なお、内容としては、「令和3年度 電

NEWS A LA CARTE

ス・ア・ラ・カルト

子帳簿保存法 概要」「対応要件 詳細解 説|「領収書電子化 運用フロー 詳細解 説」「請求書電子化 運用フロー 詳細解 説」「電子帳簿保存法 FAQ」の5項目で構 成されている。

マネーフォワード 電帳法対応 ストレージサービス『マネーフォ ワード クラウドBox』無料で提供開始

株式会社マネーフォワード(会員No. 1050、代表取締役社長CEO·辻 庸介 氏) は、電帳法対応ストレージサービス 『マ ネーフォワード クラウドBox』を、すべて の事業者に無料提供する。これにより事 業者は、請求書や注文書、発注書、見積 書、納品書などの様々な電子取引データを、 令和4(2022)年1月1日に施行される改 正電子帳簿保存法の保存要件に対応し、 保管することができる。



『マネーフォワード クラウドBox』は、 メールで受け取った請求書やWEBサイト からダウンロードした領収書などのさまざ まな電子取引データを改正電帳法の保存 要件に対応し、保管することができるサー ビス。電子取引データのアップロード機能、 タイムスタンプ自動付与機能、「取引年月 日・取引先・金額」を元にした検索機能 等により、効率的な保管が可能となる。 また保存容量、保存期間、利用人数は無 制限で『マネーフォワード クラウド』を契 約している事業者に限らず、すべての事業 者が無料で利用できる。

https://biz.monevforward.com/box/

ハイパーギア 電子帳簿保存法 対応「電子取引スタートパック」 リリース開始

株式会社ハイパーギア(会員No.878、 代表取締役社長・本田 克己 氏) は、電 子取引の国税関係書類をファイルサーバ で安価に保存し電子帳簿保存法に対応で きる、「電子取引スタートパック」をリリー スした。

令和3年度の電子帳簿保存法改正によ り、全ての法人を対象に社外から電子デー タで受領・発行した国税関係書類は、電 子帳簿保存法の要件に従って電子保存す ることが義務化された。施行日の令和4 (2022)年1月1日より、電子データで受 領・発行した国税関係書類は、紙で保存 することができなくなるため、法令に定め られた要件に従った電子データ保存の仕 組みを導入する必要がある。

今回同社がリリースする「電子取引ス タートパック は、電子帳簿保存法の電子 取引(法第7条)の要件に対応し、法令で 必須とされる記録項目の入力や記録項目 での検索、改ざん防止措置を行うための 機能を搭載。既存のファイルサーバに電 子取引データを保存でき高額な文書管理 システムの導入なしで、短期間で電子帳 簿保存法に対応することが可能となって

製品詳細については同社HPを参照の こと。

https://www.hypergear.com/products/2978/

BEARTAIL 日本初*1 請求書ほか 電子帳簿保存関連書類を代行保管・ データ化するサービスを提供開始

株式会社BEARTAIL (会員No. 1042、 代表取締役: 黒﨑 賢一氏) は、令和4 (2022)年1月1日施行の改正電子帳簿 保存法に対応する、国税関連書類請求書・ 納品書・契約書・発注書・見積書 等)代 行受領・データ化サービス「インボイスポ スト 電子帳簿保存」正式版をリリースする。

「INVOICE POST 電子帳簿保存」は 国税関係書類の他の書類(納品書・契約 書・発注書・見積書等)も受け取りが可 能となっている。同社で代行受領した全て の書類をスキャンし、電子取引の検索要 件を満たす形式でインボイスポスト上に納 品する形となる。

同サービスを利用することで、電子帳 簿保存法・インボイス制度へ対応するだけ でなく、国税関係書類も一元管理するこ とで業務効率化が図れるとしている。

※1 2021年11月時点、業界内初となる受領代 行・保管を標準機能

NTTデータビジネスブレインズ 令和4年 施行の電子帳簿保存法 ~どう備える?電子取引 情報のデータ保存義務化~Webセミナーを実施

株式会社NTTデータビジネスブレインズ (会員No.941、代表取締役社長・中島弘 嗣氏) は、アルプスシステムインテグレー ション株式会社を主催とした「まだ間に合 う! 令和4年施行の電子帳簿保存法 ~ど う備える?電子取引情報のデータ保存義 務化~ と題したWebセミナーを実施した。

同セミナーは、令和4(2022)年1月1 日から施行される電子帳簿保存法の改正 ポイントと特に企業への影響が大きい電子 取引情報(メール添付のPDFや、ウェブサ イトからダウンロードする請求書、EDIデー タなど) のデータ保存義務化についてどの 様に対応するか説明するとともに、電子 帳簿保存法に対応した経費精算サービス [BIZUTTO経費] と電子データ保存サー ビス [ClimberCloud] について紹介した。

同社では電子帳簿保存法の改正にあわ せて、今後も同様のセミナーを開催の予定。

各社ニュース JIIMAに寄せられた情報にて構成 スペースの関係上、記載の省略あり

移転のお知らせ

株式会社中央コンピュータシステム (会員No. 943)

〒135-8150 東京都江東区豊洲6丁目 4番34号 メブクス豊洲

TEL.03-6910-1172

会員企業からのお知らせ募集

JIIMAのWebサイトでは、「会員企業からのお知ら せ | を募集しています。

これはJIIMA維持会員・一般会員企業のみご利用 頂けるサービスで、文書情報マネジメントに関する セミナー、展示会、新製品、新サービス のご紹介や、人事、移転、事業所開設等

の情報を掲載、発信する事が可能です。 ぜひ下記からご利用ください。

https://www.jiima.or.jp/info-published/

徒丝なるままに



1980年代になるとマイクロフィルム以外の多様なメデイアと記録方式が現れます。光ディスク、磁気ディスク、光磁気ディスク、磁気テープ、フラッシュメモリー等。これらはいずれもデジタルデータの記録媒体で、紙媒体からの入力は、マイクロフィルムがカメラによるのに対し、デジタルスキャナーにより入力されます。またはキーボードから直接タイピング入力もされます。

これらの記録媒体を用いた各種ファイリング装置も出現しています。30cmの光ディスクを用いたスタンドアローンの大型光ディスク装置や、磁気テープに検索情報を入力しイメージは追加記録型の有機半導体のフィルムに記録する小型のファイリングシステムなど多くのスタンドアローンのファイリングシステムが販売されました。

1990年代に入りITが急速に進化し、先進的な企業ではビジネスのデジタル化を推進し、パーソナルコンピュータとインターネットの加速度的な普及で、オンラインによる相互通信が企業における業務スタイルを変革していきます。

ITの普及はまた企業の情報ネットワーク化を加速し、業務処理をネットワーク上で処理するクライアントサーバー型の情報システムが主流となりました。また記録媒体の進化により光ディスクの高性能化やPC搭載の磁気媒体(HDD)の大容量・低価格化も進みました。同時にPCの性能はマルチメディアを扱うのに問題のないレベルに達し、紙文書をイメージ化し、ネットワークで管理するドキュメントマネージメントシステムが相次いで開発されました。

最初のドキュメントマネージメントシステムは米国で開発され、以降Windowsベースのドキュメントマネージメントシステムや1990年代後半インターネットの普及に対応したWEBコンテンツマネジメントシステムなど、電子文書と電子化文書に対応した種々の文書情報マネジメントシステムが定着していきました。

2000年代前後の10年間は企業情報システムとインターネットを活用してそれぞれの企業の主要業務をいかに効率化するかが主要命題であった時代であり、基幹業務系へのイメージ活用が促進され文書情報マネジメントの主流はイメージ化文書(電子化文書)移行した時期でもありました。

1995年社団法人日本マイクロ写真協会は情報管理がデジタル時代を迎えたことに対応し、現在は呼称を社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)と改め、活動も見直しました。この時代はまたマイクロとデジタルの融合の始まった時代でも有ります。

文書情報マネジメントシステムでは記録保存と利活用が重要なテーマとして掲げられていますが、その要件として真正性の確保と存在証明があげられます。長期的な記録保存の手法としてデジタル情報を直接マイクロフィルムに記録し、マイクロフィルムの長期保存性(100年保管)により担保するデジタルマイクロアーカイブが誕生しました。

参考文献:JIIMA創立50年史

高橋 通彦 (たかはし みちひこ)

工業大学工学部卒、富士写真フイルム入社、足柄研究所・機器事業本部・情報システム部東京販売部長を経てフジカラーサービスへ。 開発部長・常務取締役デジタル本部長を経て㈱ジェイ・アイ・エムへ。専務取締役、副会長を経てJIIMA理事長に。平成30年旭日小 綬章綬章。退任後ディーアイアンドシー代表としてデジタルドキュメントのアドバイスに。 マイクロからデジタルへ



マイクロフィルムスキャナー

ブックスキャナー

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から蘇る 情報の利活用ができる最新鋭機

^rLegend Viewer_J

スクリーンで検索を行いながら高解像プリントできるリーダプリンター機能に加え、高解像 スキャンデータをPCへ取り込み、電子データとしてのファイリング、画像加工など、活用領域 をさらに拡張。リーダプリンター機能とスキャナー機能は、簡単に切り替えることができる ため*1、作業をスムーズかつスピーディにします。1台でマイクロフィルム=レジェンドメディア の活用領域が大きく広がります。

リーダプリンター機能/ スキャナー機能の 切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、 デジタルならではの 高速・高画質を実現 充実した便利機能と 多彩なオート機能で 操作が簡単

A3スクリーン・A3プリンター搭載

V7100

A4スクリーン・A3プリンター搭載

※1:USB切替器キット(オプション)が必要です。 ※写直はIV7100です。





PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計に、 タッチパネル対応の専用アプリケーション標準装備。 カラーマイクロフィルムのデジタル化をスムーズに行えます。

書籍原稿を鮮やかにデジタル化するフェイスアップスキャナー

EPICWIN 5000CMKII

- A3サイズ対応、原稿上向きセット方式スキャナー
- フルカラー・グレー・モノクロ2値でスキャニング可能
- 最大600dpiの高解像度
- ブックスキャンに適した各種デジタル処理技術を搭載
- 軽量化&小型化を実現



ブック補正機能により、書籍 原稿の原稿曲がり、文字縮み 補正、綴じ部分削除、指消し、 枠消し、センタリングなどの機 能で、書籍原稿やシート原稿 を美しく再現することを可能 にしました。



フルカラー・フェイスアップブックコピーシステム

BookPro 5000CMKII

貴重な文献や分厚い書籍を上向きのまま読み取り、 原稿を傷めることなく、簡単・きれいにコピーできます。

※写真はオプションを装着した状態です。 ※コインベンダー対応可能。

コニカミノルタ ジャパン株式会社 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

●商品に関するお問い合わせは

0120-805039

9:00~12:00 · 13:00~17:00 受付時間 (土、日、祝日を除く)

http://www.konicaminolta.jp





すばらしい人体 (山本健人・著 ダイヤモンド社・刊)

知識の世界へ外出

[Stay home].

その代表と言えるのは、やはり読書ではないでしょうか。Kindleを手に入れてから、 1週間に1冊は本を読むのが習慣になってしまいました。

その中で、「なぜ人は感染するのか?」、「また、なぜそれが癒えるのか?」。 ふとした 疑問が湧いてきて、人体の仕組みについて興味が出てきました。

そして手に取った本がこの山本健人さんが書かれた『すばらしい人体』。人体の仕組みだけではなく、医学の歴史に関しても、一つ一つ紐解きながら書かれており読み応えたっぷりです。

それを読み感じたことは、「自分について知らなすぎる」ということでした。

呼吸すること、味を認識すること、頭を振っても文字がちゃんと読めることなど、当然のようにしていることが実は裏ではもの凄い機能が働いていて、それが成されているのに感動しました。

「Stay home」。なかなか外出は出来ない日々が続いていましたが、脳がいろいろな知識を求め、たくさん吸収しようと本の世界に外出している人は多かったのではないでしょうか。

(高島 大輔)

〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏(アピックス)

委員長山際祥一(マイクロテック)

委員長井勉(横浜マイクロシステム)

菊池 幸(コニカミノルタジャパン)

安齋 美香(ハイパーギア)

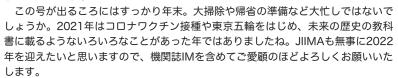
兼吉 愛香(富士フイルムビジネスイノベーション)

高島 大輔(シティコンピュータ)

夏目 宏子(ナカシャクリエイテブ)

事務局 山下 康幸

【事務局から】



IM3·4月号予告

デジタルドキュメント2021ウェビナーレポート 2021年JIIMAベストプラクティス 新規会員突撃インタビュー

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらEメールyamashita@jiima.or.jpまでお寄せ下さい。

IM 1·2月号©

2022年 第1・2号/令和3年12月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2021

発 行 人/甲斐荘 博司

発 行 所/公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階 TEL (03) 5821-7351 FAX (03) 5821-7354

JIIMA/https://www.jiima.or.jp

編集‧制作/日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,100円 (税込・送料別) 印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354

ISBN 978-4-88961-218-9 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する デジタル化アドバイザー



Bbu |emen



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート コンサルティング

Document Archives の最先端を行く





関西写真工業株式会社 電子ファイリング・CAD 設計

アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負

アサミ情報システム株式会社 アサミ計測情報株式会社

GIS 構築・ソフトウエア開発

アサミテクノ株式会社

都 075-671-7980

機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

Hʃ エイチ・エス写

Image & Information Management Service LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL http://www.hs-shashin.co.jp

Address

本 社/553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号 TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

浜 045-508-3885 部 06-6452-0101 敦 0770-23-7283 テクニカルセンター 06-6453-6188 若 狭 0770-32-9150 堺 072-241-1839 滋 賀 0749-64-0847 戸 078-671-7488 JIIMA

個人情報や営業秘密の保護など、文書管理の重要性が求められています

社会では文書管理が重要になっています

また、働き方改革でも紙文書の電子化は重要なキーワードになります

文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか? **青類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか?**



電子文書情報化社会の構築をめざして さあ、文書情報管理士の出番です。





二 試験期間 /2021 年 12 月 20 日 (月) ~ 2022 年 2 月 10 日 (木) 試験会場/全国約300か所

申込期間 2021年11月20日(土)~2022年1月31日(月)

受験料 —般:11,000円(税込) 学生:7,150円(税込)

受験級 2級、1級、上級

新型コロナウィルス感染拡大の状況により、予定が変更となる事がございます。